

議事日程（第2号）

平成22年9月13日（月）午前10時開議

1. 出席議員は、次のとおりである。

|           |            |            |
|-----------|------------|------------|
| 1番 高橋道弘君  | 2番 高橋真一郎君  | 3番 嶋原利光君   |
| 4番 高橋道也君  | 6番 齋藤博美君   | 7番 昆久美子君   |
| 8番 菅野意美子君 | 9番 新関善三君   | 10番 黒沢敏雄君  |
| 11番 三浦浩一君 | 12番 五十嵐謙吉君 | 13番 石河清君   |
| 14番 遠藤宗弘君 | 15番 高野善兵衛君 | 16番 佐藤喜三郎君 |

2. 欠席議員は、次のとおりである。

5番 菅野清一君

3. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者は、次のとおりである。

|        |        |         |        |
|--------|--------|---------|--------|
| 町長     | 古川道郎君  | 副町長     | 高橋孝君   |
| 総務課長   | 仲江泰宏君  | 企画財政課長  | 菅野浩市郎君 |
| 町民税務課長 | 高橋良之君  | 会計管理者   | 佐藤修一君  |
| 保健福祉課長 | 佐藤真寿夫君 | 建設水道課長  | 沢井一雄君  |
| 産業課長   | 沢口進君   | 教育委員長   | 佐藤捷善君  |
| 教育長    | 神田紀君   | こども教育課長 | 佐藤光正君  |
| 生涯学習課長 | 佐藤勝雄君  | 総務課長補佐  | 大内彰君   |

4. 職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長 高橋清美 書記 橋本文雄

5. 会議事件は、次のとおりである。

会議録署名議員の指名

一般質問

◎開議の宣告

○議長（佐藤喜三郎君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 会議を進める前に申し上げます。

今日は気温が上がっておりますので、上着を脱がれる方は脱いで結構です。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第118条の規定により、議長において11番議員 三浦浩一君、12番議員 五十嵐謙吉君を指名いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式により行い、議員の発言は、答弁を含めて60分以内といたします。なお、質問及び答弁は、簡潔かつ要領よく発言するようにお願いいたします。

それでは、通告順に質問を許します。

3番議員 鳴原利光君の登壇を求めます。鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君）おはようございます。3月定例議会に続きまして、今定例議会もトップバッターで質問させていただきます3番 鳴原でございます。今年の夏は、連日猛暑が続きまして、熱中症で5万人が病院に搬送されたと報道されています。まだこれからも暑さが続くということでございますので、体調管理には十分注意しながら、先の通告書に従って大きい数字2点について質問をいたします。

まず、1点目であります。館ノ山・庚申坂登山口に駐車場、待避場の整備であります。川俣町の市街地を南方から見下ろすようにそびえる館ノ山、近年環境整備が進み、町民はもとより町外からの散策者が増えておりますが、残念ながら中心市街地に近い庚申坂登山口には駐車場、待避場がなく、町道館ノ山線交差点東側にあります川俣バイパス工事の堀切部、まあ残地というんですかね、それを駐車場、待避場として整備されることで館ノ山への散策者は便利になり、また、町の観光や中心市街地の活性化にもつながるのではないかとということでございます。

2点目であります。町の街路灯に番号プレートを付けてはどうかであります。町には多くの街路灯が設置されております。蛍光管の切れやグローランプの故障で点灯されていない場合には、ほとんどが地域の住民からの連絡で対処しているのが現状と思われます。その際、設置されている電柱、ポールに番号プレートを取り付けることにより、住民からの正確な連絡で対処しやすいのではないかと。

以上2点について、町当局の考えをお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） おはようございます。今日から一般質問となります。どうぞよ

ろしくお願いをいたします。

3番 嶋原利光議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第1点目、館ノ山・庚申坂登山口に駐車場（待避場）の整備を（1）の観光や市街地の活性化のためにも、川俣トンネル東口の庚申坂登山口に駐車場を整備してはどうかについてのご質問でございますが、町では平成21年度県の森林環境交付金を活用し、館ノ山元気の森づくり事業として館ノ山周辺の里道を中心に間伐、受光伐を実施したところでございます。平成22年度も県の森林環境交付金を活用し、館ノ山元気の森づくり事業を実施することとしており、昨年実施いたしました里道の整備から市街地を望むことができるように、更に間伐、受光伐を行うこととしております。ご質問のように町内はもとより、町外から散策される方々が増えてきている現状にもございますので、更に多くの皆様が散策に来られるようにと考えて、今回の事業に取り組むことにいたしました次第であります。館ノ山線交差点の東のバイパス掘切部、残地を駐車場、待避場として整備する件につきましては、まず、バイパスの法面は国道敷、東側の山は個人所有地でありまして、この山は川俣城跡の遺跡の指定を受けておるところでございまして、調査が必要となるところでございます。また、庚申坂登山口との間にバイパスがありまして、交通量が多いことから、道路横断についての安全対策なども考える必要があるものと考えております。このように駐車場として整備するためには多くの課題がありますので、要望の趣旨を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと存じますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、（2）、駐車場を整備することにより、館ノ山から見下ろす中心市街地の町並みは素晴らしいと思うがどうかとのご質問でございますが、先ほど申し上げましたが、昨年同様、本年度も県の森林環境交付金を活用し、館ノ山元気の森づくり事業を実施することとしておりますので、事業実施により、館ノ山から中心市街地が更に望めるようになるものと考えております。しかし、駐車場整備により、館ノ山から中心市街地が望める影響については、広瀬川沿いの一部の部分になるものかと考えておりますが、一体的な整備の必要性の中から考えてまいりたいと考えております。

次に、3点目でございますが、駐車場を整備すれば、町外からの中心市街地への集客、活性化にもつながると思うがどうかについてのご質問でございますが、駐車場の整備による中心市街地への集客、活性化につきましては、どのような整備計画になるか。また、どのような動線になるかによって検討しなければならないものと考えております。

次に、4点目、駐車場を整備すれば立ち木も伐採され、川原田地区の日照も良くなると思うがどうか。今のままでは広瀬川に倒木の恐れがあるところのご質問でございますが、駐車場の整備を考えますと、高さ的に東側、山の中腹までと見込まれますので、川原田地区の日照は一部改善され、良くなるものと考えております。広瀬川への倒木につきましては、駐車場の整備を高さ的に山の中腹程度までと想定いたします。

と、東側山の中腹から下部につきましては、あまり影響が及ばないことも考えられますので、その時点に併せて検討することになるものと考えております。

次に、5点目、町道館ノ山線の交差点の一旦停止線では、東側、仁井町方面の見通しが悪く、駐車場を整備することで見通しが良くなり、交通事故の防止にもつながると思うがどうかとのご質問でございますが、ご質問のように仁井町方面への見通しは、改善されるものと考えます。

次に、第2点目、町の街路灯、防犯灯に番号プレートを取り付けてはどうかとのご質問でございますが、昨年、街路灯点検整備事業業務委託で街路灯の台帳整備を図ったところでございます。今回提案されております番号プレートの取り付けも、街路灯管理の手法として重要なことでございます。現在、1,268基の街路灯がございますので、今後、検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） ただいま町長からの前向きな答弁をいただきまして、私も期待しているところでございます。平成7年には、国体の年に川俣バイパスが開通されました。それで、あと10年後には町道館ノ山線が開通して館ノ山も手軽に登れる山として散策者がかなり増えているということでございます。また、ただいま町長申したとおり、町長がかなり力を入れておりまして、平成21年度から森林環境交付金事業で館ノ山元気の森づくり事業で一段と環境が良くなっています。また、それに伴って地域の自治会なども、散策道の草刈りとか整備とか、かなりきれいになっております。また、ライオンズクラブさんからは、庚申坂の登山口にはすばらしい案内板も設置されているということで、是非ともこの駐車場、待避場は必要ではないかと思われます。確かに東側のあの残地、かなり下は広瀬川がありますし、急傾斜地でもあります。交通事情も考えて、トンネルの近くだから信号機も設置されないというようなことで、そのようなことでございますが、あの場所によってはトンネルの出口に信号機もあるところもあるんですね。観光地にあって言いますと。そういうことも考えて、警察の方とも話をしなければなりません。町民の期待としては是非あそこに設置したいと。スーパーに行って物を買ってくるようなわけにはいきませんので、すぐに検討はできないと思うんですが、前向きな回答をひとつよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 3番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

今、議員もあそこの散策路等については、一緒になって作業等をしていただいているわけでありまして、駐車場の整備についてはそれぞれ登り口のところも含めて、検討しなくちゃならないというようなことで考えております。地域の皆様方ともよく協議しながら、今後、あの辺の今質問にありますところも含めながら、ただ、先ほど申し上げましたようにいろんな課題がございますので、その辺はかなり関係方面との理解を深めなくちゃならないなと思っているところでございます。

ただ、駐車場も必要でありますので、散策路に来られる方の安全、安心を守るためにも、今後、前向きにいろんな方面から総合的な検討を加えていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） 前向きに検討されると思いますので、期待をしたいと思います。

これ提言の質問ですので、なかなか答弁というのもなかなか難しいんじゃないかと思います。ただ、私なりにやはり駐車場を整備することによって、いろいろな町の中心市街地の活性化にもつながるんじゃないかと思っております。川俣町はご覧のとおり歴史のある町でございます。いろいろな歴史、仏閣等もございます。そういう意味で、ちょうどあのバイパス、今の残地を駐車場に整備することによって旧市街地が一望できる良い待避場、駐車場になるのではないかと私は思います。最近では長年働いて退職された方が、ご夫婦で出かけたりする機会がかなり多いと思っております。町外にも恐らく相当の方が出入りしているのではないかと思います。そういうときに、あらトンネルくぐったら、お父さん町見えるよと、あら駐車場あるし休んでいくかと。そうしたら、あら真っ正面には新しくなった常泉寺の山門なども真ん前に見えるわけですから。なんだべあれ竜宮城をみたいな門あるけども、お父さん行ってみっかいなんてね言うような人も出てくると思います。そうしたら恐らく町の中心街を通っていくわけですから、じゃついでに御飯でも食べていくかと。あらほんじゃ川俣シャモ肉あるわいなどと、今度はシャモ井でも食べながらそうやって集客増える方が私いっぱいおると思います。やっぱりちょっことしたところで人の流れが変わると思うんですね。そういうことなので、町長は前向きに検討するということですので、私は一方的に提案事項なのでしゃべらせていただきたいと思います。また、先ほど日照権があります、あそこちょうどこれから寒くなるとだんだん陽が西に沈むときに、やっぱり立木の関係で川俣の近くの方はやっぱり早く陽が暮れるんですね。やっぱりあの木が伐採されることによって、民地の木ですから、なかなか難しいと思うんですが、まあ急傾斜地の関係で危険だと思えば県の方でもやると思うんですが、立木の伐採ができずに将来60年くらいの木になっているということなので、倒木をする恐れがあると、広瀬川の改修工事も含めながらですね、それもどうかと思っております。また、4番目として館ノ山線の交差点、あそこはやはり残地があることによって、止まれの停止線があるんですが、そこでは仁井町方面から来るやつがほとんど見えない。歩道まで出て行って、車道まで出て行って確認するというような状況が、今の状況であります。これも整備することで改善されるんじゃないかと思われまう。先ほどいただきました町の第5次振興計画案の中にも、地区別計画の中でも館ノ山線が冬期間凍結するというようなことで、改良していただきたいということも地区別の計画の中にも出ております。それも自ずから改善されたいんじゃないかと思っております。なかなかこれやってくれる、やれの話でありますので結論等は出ないと思うんですが、そういう意味で前向きに検討していただきたいと思っております。また、町単独でやるにはなかなか

困難だというようなときには、国なり県なりにも働きかけながら計画を整備してもいいんじゃないかと私は思っておりますが、その辺の町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 3番 鳴原利光議員の質問に答弁をいたします。

いろいろ中心市街地の誘客の問題等についても、今のような質問については十分理解できるところでございます。国、県への働きかけについても、バイパスができた時点でのいろんないきさつもあるのかどうかについては、まだ私自身はその辺までは調査はしていないんでありますけれども、質問にある趣旨をよく生かしてですね、あのバイパスの関係もございまして、国、県の方にもその内容等については伝えながら、その改善策についても必要なものは改善していただくというようなことで働きかけをしていきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○3番（鳴原利光君） ありがとうございます。この質問の最後にしたいんですが、町のホームページですね、インターネットのホームページにも館ノ山へのアクセスというようなことで載せております。トンネル東口及び川俣体育館の登山口へということではありますが、駐車場については、川俣町体育館には大型バスも可能だが、トンネル東側には乗用車のスペースがないというようなことで載っています。このホームページへのアクセスも、一日も早くトンネル東側口には市街地を一望できる駐車場、待避場のスペースがあると述べることを期待して、この質問を終わりたいと思います。

それでは、2番目でございますが、街路灯の問題でございます。なかなかこれから夏が過ぎ秋になりますと夕暮れもかなり早くなってきます。川俣町にも1,268基の町の街路灯があるということでもあります。町長が力を入れまして、元気雇用で昨年でしたか台帳を整備されました。うちの方にも来て全部点検などしましたのでなかなか大変だったなと思います。台帳も整備したと。町長もこれから前向きに番号もやっていくんだというようなことでございます。私なんでこれを質問したかということ、私も経験していることなんですが、街路灯の目標物になるところはいいんですが、ないところにはやっぱり番号を付けることによって、通報がかなり効果的じゃないかと、私は思っておるわけでございます。電柱、あらゆる電話の電柱、電線の電柱、また交通標識などなど水銀灯にも国のものだ、県のものだ、東北電力だ、いやN T Tだと、必ずどこでもプレートは付いていますね。町の庁舎の備品にだって備品番号付いています。残念ながら街路灯だけは何も付いていない。まあいすにもこれ備品は付いていると思うんですが、これも一つの町の財産ですから、是非占有権というんですか、そういうものの兼ね合いもあると思いますので、是非これは付けていただきたいなと私は思っております。1回付ければ、そんなに腐るものでもないし、今は良い材料もありますし、そういうあれで、やっぱり付けた方が良くないじゃないかと思えます。特に郡部の方に行きますと、たんぼ道とか、そう

いう道にかなり点在して街路灯がございますけれども、やはり日中は点いていないから分からないですけれども、夜になると消えるわけですから。ああ夜消えていたなと思うんですが、家に帰ってみると次の日明るいから日中は分からないんですね。そういうわけですね、やはり番号を付けておけば、あっ、あそこ昨日消えてたなと。よし、への５番だとか何番だとか、そういう番号が付いていれば、町にあその何番が消えていましたよと言えば、町の方でも台帳も整備されているし、きっちりとあと電気屋さんの工事やる方もこれは敏速に対応できるんじゃないかと思います。そんなところで是非とも実施。また、町にもあるんですね。町にも館ノ山線の水銀灯、県と町との町道がちょうど館ノ山線町道、あそこに町で設置した水銀灯があるんですよ。あれには立派に川俣町というふうに書かれております。だから金の高いやつには付けるのか、安いのは付けないのかというんじゃないくて、一つの蛍光灯だって町の財産ですから、町民の安心安全のために、是非これは早急に。予算的にもそんなにはかからないと思います。これからは人口は減っても、街路灯は増える一方じゃないかと私は思いますので、これだけ最後に質問して終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただいま３番議員の方から要望等ありましたプレートに関してでございますが、確かに管理上、あるいは町の所有物であるという明記するうえにおきましても、プレートの重要性はこれから高まってくると思います。それで一応、私の方も予算等の内容等も検証いたしまして、現在、私の方で抱えております街路灯設置としての要望が約４１基ほどまだ残っております。年間１５基ほどの寄附、そしてあと新設、これは小柱を立てる場合とかいろいろございますが、それを含めて現在、予算で大体１５０万円程度で消化しております。プレート１枚につきましても、ただいま福島市とかの方も聞きまして、１枚当たり大体１，６００円ではないかと。現在あります個数に対しまして付ける場合の予算ですけども、おおむね２００万円程度になりますので、この要望は必要の要望としては十分考えられますので、今後、街路灯の設置と及びプレートの設置等を検討しながら進めてまいりたいと思いますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 鳴原利光君。

○３番（鳴原利光君） 失礼しました。もう１回最後に質問させてください。御礼のあいさつ方々ひとつ。１枚１６，０００円かかると今、建設課長の方から２００万円くらいだと。確かに２００万円と言ってもこれは町にとっては大変な金でございますが、町民の安心安全のためにも是非整備されることをお願いして、私の質問といたします。ありがとうございました。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、９番議員 新関善三君の登壇を求めます。新関善三君。

○９番（新関善三君） ９番 新関善三です。私は、先に通告してあります福島地方広域行政事務組合の運営について質問をいたします。

川俣町光風園の歴史は長く、昭和２７年に川俣町町立光風園としてスタートし、その後、福島地方市町村圏養護老人ホーム組合に移管され、平成１１年には現在の福島地方広域行政事務組合の下、運営を行っている状況にあります。半世紀以上にわたり川俣町の老人福祉の核となって高齢者のセーフティネットとしての役割を果たしてきております。今回、国の施策、廃止を受け、更に社会情勢も相まって、平成２３年３月をもって組合は解散し、社会福祉法人に移譲が本格化しており、組合のあまりにも早急な進め方に戸惑いを欠かせない状況であります。今後、川俣町住民として、川俣町の財産でもある養護老人ホームのあり方を今一度確認しながら進める必要があるのではないかと考えております。川俣光風園の入所者は川俣町の住民でもある以上、入所者のための良い施設運営を目指し、考えていかなければならないわけであると思います。川俣光風園が広域行政組合の解散に伴い、法人に運営を移譲することが決定され、今の状態で民間に移譲することは疑問でもあります。基本的に措置費による運営は採算を求める民間手法においてかなり困難なことだと思われまじし、あるいは老朽化している施設を建て替えせずに修繕程度で引き渡すことは、その後の法人への負担を増すばかりで、長期にわたる運営は難しいことは明確であります。広域行政組合が民間に移譲しても、今までよりも良いサービスができると言っている以上、引き受ける法人の負担を少しでも軽減をできるよう最善の状態で移譲すべきと考えます。そのためにもふるさとの市町村圏基金があるうちにきちんと施設の建て替えを約束して、解散をしても老人ホーム事業に対し、市町村圏基金があるうちに老人ホーム事業に対して基金を使えるように確約をしなければならないんじゃないかと考えます。近い将来、川俣町が老人ホームにかかる負担を請け負わなければならないことなのではないでしょうか。そうなれば、住民に対する負担が増えることになるばかりか、施設で生活、あるいは入所者も川俣町住民であり、その生活を脅かす結果になるであろうし、川俣町は立地する町として、住民に対してその責任を十分に果たさなければならないと考えます。このことから当町の基本的な考え方について質問をいたします。

１点目、施設の建て替えを現時点で確約することができないのか。

２点目、移譲後の法人に対するバックアップは、どこがどの程度行うか。また、継承団体を設けるといいますが、いつまでそれらの団体は機能していくのか。

３点目、１００％の措置費ができるよう定員割れを起こさない努力義務を構成市町村は約束できないのかどうか。

４点目、広域事務組合の開催に伴う従業員の方々の身分保障は、どのように確約されているのか。

５点目、取引納入業者に対する説明と対策はどのように進めていくのか。

以上の点について質問をいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） ９番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

はじめに、第１点目、福島地方広域行政事務組合で運営する養護老人ホームの民

間移譲についての(1)、施設の建て替えを現時点で確約することはできないかとのご質問でございます。まず、答弁の前に光風園の職員の方には、昨日も敬老会があったわけでありまして、入所されている民さん方が我が家にいると同じような思い、やすらぎのある場所というようなことで暮らしていけるように日ごろから一生懸命身を粉にして頑張ってお働いていただいておりますことに、この場から改めて御礼と感謝を申し上げる次第であります。では、答弁に入ります。

川俣光風園、桑折緑風園の両施設につきましては、これまで福島地方広域行政事務組合の事務事業の見直し協議の中で運営を移譲するにあたり、両施設とも建築から30年以上経過しておりますので、改築をしてからという選択肢もございました。しかし、耐震診断の結果、建物本体に問題はなく、最終的には現実的な選択肢ということで、施設の修繕によりかしのない状態に施設の改修を行ったうえで、運営を移譲する方法の選択となりました。この方針を本年2月18日に開催しました福島地方広域行政事務組合の正副管理者会において、決定したところでございます。

次に、(2)の移譲後の法人に対するバックアップは、どこが、どの程度行い、継承団体はいつまで機能するのかのご質問でございますが、施設の修繕につきましては経営移譲先の法人が施工し、現在の構成市町であります2市3町で修繕費用を全額補助いたします。また、移譲後の法人に対するバックアップについてでございますが、施設入所は市町村の措置による入所でございますので、これまで同様、構成市町の入所判定委員会での入所の決定を踏まえ、施設への入所をお願いするなど連携を図ることとなりますし、施設の運営を移譲する法人と現在の構成市町とで連絡協議会をつくり、運営法人との協議の場を設けることとしております。一方、広域行政事務組合の継承団体についてでございますが、これまで2市3町で組合を設立し共同処理事務を行ってききましたが、養護老人ホームの設置及び運営に関することは、組合が解散されれば廃止され、経営移譲先の法人による運営となります。しかし、広域連携の必要性は継続いたしますので、組合解散となっても、継承団体として平成23年度以降の広域的な連携や調整を協議いたします連絡調整機関を設立し、引き続き広域における連携を図ることとしておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、(3)の100%の措置費が出るよう、定員割れを起こさない努力を構成市町は約束できないかのご質問でございますが、両施設は、主に経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な、おおむね65歳以上の自立者を入所させ、養護することを目的としておりまして、入所の申込みを市町村が受け、行政による措置入所となります。高齢化社会が到来し、虐待等のシェルター的な役割を果たすうえで、養護老人ホームは必要かつ重要な施設でありまして、今後の本格的な超高齢化社会の到来を予測いたしますと、養護老人ホームの入所対象者が減少することは想定できず、その必要性や役割は、今後も変わらないものと考えております。ここ数年、入所定員に満たない入所者数の現状となっておりますが、この現象が将来にわたって続くかどうかの予測はなかなか困難でございまして、組合構成の2市3町が

今後も連携を強化いたしまして、養護を必要とする方の措置入所に努めてまいりたいと考えております。

次に、(4)の解散に伴う従業員の身分の保障は、どのように確約されているのかとのご質問でございますが、今回の養護老人ホーム運営事業者の公募に際しまして、養護老人ホームの運営に関する条件の中で、職員の継続雇用の配慮を盛り込んでおります。具体的には、職員の急激な入れ替えに伴う環境の変化が最小限となるよう、両施設に勤務する正職員、臨時職員、パート職員が引き続き当該施設に勤務を希望する場合は、職員等の採用、雇用に配慮をすること。また、労働条件につきましても労働基準法等の労働関係法令の遵守とともに、給与、貸金、福利厚生、勤務条件等の処遇に配慮することを条件としております。これらの条件を踏まえ、事業者の選定にあたりましては、審査項目の中で評価点を重点配分することとしております。また、広域行政事務組合の職員が、本年5月に職員労働組合を結成いたしまして、組合解散以降の雇用契約の継続や処遇改善などにつきまして、現在、交渉を進めております。養護老人ホームは社会福祉法人に運営を移譲することとなりますが、運営移譲事業者は公募により決定するため、組合管理者からは、この公募にあたっては現在の職員等の採用、雇用につきまして、最大限の努力を行うという回答が出されております。このことは、公募に際しての条件の中にもしっかりと盛り込まれております。

次に、(5)の取引業者に対する説明と対策はどのように進められているのかと、ご質問でございますが、両施設への納品業者との取引契約は経営移譲先の法人となりますが、これまで同様の取り引きについての依頼は可能でございますので、今後とも配慮してまいる考えであります。なお、経営移譲先の法人につきましては、今月16日に開催予定の組合正副管理者会で決定され、今月29日に開催予定の広域行政事務組合定例議会後の組合議会全員協議会に報告することとしておりますので、移譲先法人が公表される9月29日以降であれば、説明を行うことは可能であると考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） ただいま副管理者であります町長の方から、今までの経過、あるいは流れ、あるいは今後の対策等については、今までの一連の流れを端折って経過を説明いただいたわけでございますけれども、しからば、副管理者として重要な立場にある町長は、これら養護老人ホームの定義等については、どういうふうな認識の下に副管理者の立場にあるかをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

先ほど答弁いたしました、これら施設は超高齢化社会が進む中であって、それぞれ身寄りのない方、あるいはまたいろいろ家庭での問題等も起こっている状況なども踏まえますと、このような施設については私は必要なものだというような認識の下に、現在の協議の場に副管理者としていらっしゃるということでございますので、ご理解を

賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 現況では、非常に高齢化が進展する中で、老人に対しますセーフティガード、あるいはセーフティネットというものが、より一層、特に当町の場合は必要視されている現況下にあるわけでございまして、今後、民間移譲に際しまして、先程来いろいろと項目によって回答されておるわけでありましたが、町長は築30年ということおっしゃっておりますけども、築33年ではないのかどうか、その辺の30年で間違いないのかどうかをお尋ねしながら、次の項目に入っていきたいわけでございしますが、修繕は各町村が負担をしながら修繕の任に当たるといような回答をいただいておりますけども、果たして修繕はどの程度なのか。あるいは築30年以上、33年になりますと、今後これら鉄筋であったとしても、当然耐用年数はついて回るわけでありまして、それと行政で運営している場合は措置費で足りない部分は、当然各行政で負担の任に当たらなければならないわけでございしますが、こういった完全に民間移行になりますと、現況の措置費だけで果たしてこの民間は償却財産になるわけでございまして、それらの償却費の形状が今までの従来の措置費で十分賄われると認識されているのかどうか、質問の中でお答えいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

川俣光風園につきましては、昭和53年の9月の竣工ですので、今年をもちまして32年の経過ということで、第1点目の質問につきましては答弁させていただきます。

次に、修繕の箇所についてのお尋ねですが、これまでまとめた川俣光風園につきましては、全部で8か所ほど項目が計上されております。合計で1億5,235万6,000円でして、一番金額的に大きいのが、浄化槽の改修工事3,600万円、それから次に多いのがスプリンクラーの設置工事費で、これ23年度中に設置が義務づけられておりますので、23年度までということで2,660万円。次に、居室の改修工事として2,500万円。次に多いのが屋根の防水と外壁の補修工事1,773万8,000円。5番目に多いのが、居室等の蓄熱暖房機の交換工事1,900万円が主な5項目になっております。それら全体で1億5,200万円の修繕の費用となっております。

次に、全国的には川俣光風園、桑折緑風園のような養護老人ホームにつきましては、914の施設が現在ございます。川俣光風園、緑風園のほかに福島市に社会福祉法人で経営しております福島恵風園や飯坂にも養護老人ホームであります緑光園などありますが、全国で見まして73%ほどの施設が指定管理者も含めまして社会福祉法人が運営をしております。それらはすべて措置費のみで運営をしているわけで、措置費で運営できないということはないというふうに考えております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 今、担当課長の方から措置費で十分なんだと、運営できないはずはないと言っているが、じゃ現況の運営の実態はどうなんでしょうか。つぶさにひとつ。これからの改修箇所等については、金額的にも明細を言っているわけなので、じゃ現況の措置費でどれだけ賄えるのか。各町村はどれだけ負担して運営されているのか、この実態から言いますと、民間でやれば今度はなんでもコスト軽減できて、何でもできるというような認識に取られても不思議ではないわけなので、その辺の考え方の核にあるものをひとつ返答いただきたい。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

平成22年度におきます老人ホームの特別会計のための負担金といたしまして、構成2市3町での負担の合計額につきましては1億908万3,000円で、川俣町につきましては、そのうち678万7,000円、養護老人ホームの特別会計のために負担金を計上しているところであります。ちなみに21年度の決算ベースでは、養護老人ホームの特別会計に759万8,000円の支出となっております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） このように各市町村の負担金が、措置費だけでは運営できなくて負担している現況。これらの負担割合は、あくまでも2市3町の人口比でそれらの経費は賄われる。これが民間移譲になりますと、今度は今後も2市3町の連携を密に取るといっても、もう既に民間に移譲したことによって、川俣町が独自でこれらの任に当たらなければならないというふうな、一つのこれが民間ペースであろうというふうに私は考えているんです。民間ペースが、今までそれではほかの老人福祉ホーム、こういったことも今まで構成されております各行政が負担をしながら運営をしているのかどうか、その辺の再回答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

ただいま申し上げましたとおり、全国的には73%程度の施設が、社会福祉法人で運営をしておりますので、そういった施設につきましては、所在の公共団体の負担はございません。措置費のみの運営ということであります。ただ、川俣光風園につきましては、近年定員割れがありまして、そういったことも措置費が100%出ないという現状にもなっております。定員割れを起こしているのはここ数年ということで、現在、定員は75名ですけども、68名まで落ち込んでいるということで、この状況が先ほど町長の答弁にもございましたが、将来にわたって続くかどうかということとはちょっと疑問もありまして、平成19年までは74人台の入所定数で来ていますので、平成20年以降若干定員割れという現象が現れておりますので、町長の答弁にもございましたとおり、構成市町が連携を取りながら、措置が必要な方の入所につきましては確実に措置をしていくということで、措置費で100%収入が見込まれれば、そういった負担金の心配も少なくなりますので、一つには、そう

いった定員割れを起こしている現状を解決していくという方法もあるということをご理解いただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらの運営の実態、ましてや今まで担当課長の方から2市3町で負担しておるのが1億9,000万円も負担しているというような実態、本当に民間にこのまま移行して何の心配も何もないのかというふうな一抹の不安を我々だけじゃなく、当然これらに関係しておりますすべての方々が不安にしております最大の要因は、ここにあるんじゃないのかというふうに考えます。これらに鑑みまして、これほど赤字で運営、あるいは各町村からの負担金で賄っているという現況を直視しながら、一方では基金が莫大な基金を抱えているわけなので、やはり今の時点で何かこの基金にはメスが入らないか。もう既に遅いかもしれませんが、こういった構成しておる肝心の管理者であります町長は、副管理者として重要なポストにあるわけでございますので、町長はこれらの基金、解散すればどういうふうな代物になって、おれら方にはこれだけの膨大な基金が戻るのか、これで財政が一般財源が潤うなどというような考えがあるのかどうか、その辺の確認をしておきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

基金の件でございますけれども、広域行政組合の養護老人ホーム組合にかかる分についてですね、これらの基金を町の方でそれをいただいてどうしようという考えは持っていません。これは今回伴いますことについて、すべて私は使って次に引き継ぐべきだという考えで話をしておるところでございます。以上であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらの処遇等については、先ほど言いましたように、鉄筋コンクリートであっても耐用年数は当然付いて回るということから、これらを取り崩してまでも建て替えだ、あるいは全面改修だというふうな議論は管理者同士で提言されているのかどうか、その辺の経過等につきましても、副管理者であります町長にお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） それぞれ事務方の報告の中で管理者会を開いておりますけれども、数字的にはまたともかくといたしましても、今申し上げましたように、今回の修繕については、しっかりとそれをやってそれを引き継ぐということは当然であるということの考えの下に議論をしているところでございますので、基金を残しどうだということについての議論も私はそういうことではなくて、それはすべて改修なり修繕なり必要なものはすべてするんだというようなことでの話で取り組んでいるところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そうしますと、それらの基金等につきましても、何らふれるこ

となく、ここまできたというふうに解釈してもいいのかどうかというふうなこと1点と。

あともう一つは、先ほど社会福祉法人が民間に経営移譲されても、どこでもそれでやっているんだと、絶対心配なく運営できるんだというふうな断言はできるのかどうか。あるいは二度と各町村からの負担金は一切措置費だけで賄えるんだということを断言できるのかどうか、この席でひとつ回答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど答弁申し上げましたが、このあとのいろんな問題点が生じたときの協議の場を含めて、この2市3町での協議の場を設けておくことの機関を作ることが一つでありますし、また、今のこの措置費の問題でありますけれども、先ほど町の認証判定委員会でそれぞれが担当してやるということについては、従来どおりであります。したがって、定員割れがしないように、それをいかにやっていくかということがまず私は大事だと思っております。現在75名で68名、川俣町の方が26名だったかな現在。光風園でお世話になっておりますけれども、そういう入られる方についてしっかりと確保することについての取組みは、構成する市町の中でしっかりとやっていかなくちゃならない。そのようなことで考えておりますので、協議の場での話は、そういう取り組みをしっかりとやるんだということで、各町、市で話をしている状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） それと、もう1点確認しなきゃならないのは、今後、解散されても協議会は2市3町で継続していくんだというふうなことでございますが、これ老人ホームが存続する限り、これらは継続されるというふうな認識でいいのかどうか。あるいは、今、それらの措置費の問題が出ているわけでございまして、特に川俣光風園につきましては、定員75名に対して、入所者が68名であるというふうなことになりますと、年間の措置費もこれら月1人当たりの措置費にかける12か月で完全に計算はできるわけでございますが、年間ですよ、これらの措置費が足りないということは、定員に満たない。これらの努力はどうしていくのか。先ほどの答弁にありましたように、2市3町で運営しているということになりますと、すぐ定員ぐらいははめられるような対策をなぜできないのかということ2点目。それと3点目は、これらの措置費の。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関議員一問一答だから。

○9番（新関善三君） 分かりました。そこまで回答いただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

入所定員の定員割れについてでございますけれども、ここ数年、今回の福島地方広域行政事務組合の運営形態の見直しを含めまして、全国的に養護老人ホームの運営形態の変更は進んでおります。そういった中で定員の変更とか、施設数の増減は30年以上見受けられないという状況にありまして、県においても県の福祉計画の

中で原則として養護老人ホームの定員の変更、減員につきましては認めておりません。現状ということで定員の減員は認めておりませんので、今後も必要な施設ということではあるんですけども、定員割れの現状は措置の入所ですので、そういった措置が必要な該当される方が今のところ条件が満たしていなくて入所まで至っていないという状況がここ数年続いている現状にありますので、そのところはご理解をいただきたいと思います。町長の答弁にもありましており、今後も必要かつ重要な施設ということで認識をしておりますので、養護老人ホーム入所対象者が減少するということは考えにくい状況でございます。

それから、もう1点につきましては、広域行政事務組合と構成市町、それが協議した結果、こういった組合の見直しに至ったところでありまして、今後も広域での連携は継続をいたしますので、組合の存続ということだけではなくて、今後も広域での連携は、これまでの構成市町の中で継続してまいりますので、ご理解を願いたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 回答していることと現実の進め方が裏腹な関係で進んでいる。

どうもその辺が納得いかないわけですが、今後、需要少なくは絶対ならないというふうな認識は、ご無理ごもつともな判断。それにもかかわらず定員割れしているなどということは、こういった流れに沿うような対応、対策をしていないんじゃないか。あるいはもう1点は、制度が変わりまして、これらの措置費の計上も一般財源になってから特にこういった傾向が顕著に現れてはいないか。これは携わる担当課なり、あるいは構成する市町村の認識が根本的に変わってはいないか。必要なことは減らないということは分かっても、一方では定員割れを現実的に起こしているということは、どこかに欠陥があるわけなんです。それらのことをただ社会情勢、あるいは経済情勢、あるいは個々の入所者の希望要件が選考委員会の中でそぐわなかったというふうな事だけではないような気がするので、その辺もう少しみ砕いた回答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） それでは、答弁は休憩後にとします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午前11時15分といたします。  
(午前11時00分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。(午前11時15分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 引き続き9番議員の一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

養護老人ホームにつきましては、おおむね65歳以上の方が身体上、若しくは精神上又は環境上の理由などによりまして、また、経済的な理由もありますが、居宅

において養護を受けることが困難な方を養護することを目的とする施設でありまして、本町におきましては、案件に応じて入所を決定しております。決して入所を拒んでいるものではございません。また、光風園につきましては、定員が75名ですが、うち川俣町の方につきましては、過去の実績を見ますと、ほぼ75名のうち20名程度の入所で推移をしております、定員は75名ですが、構成市町の中で川俣町につきましては20名程度の入所で推移しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） この項をまだまだやりたいところでございますけれども、しかば定員まで今後残された経営移譲期間まで、果たしてどのような具体的な対策で定員を満たしていくのか。そのことについて、まず、確認をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

ただいま申し上げましたとおり、措置の入所ということでして、養護を目的とする、そういった案件が出てきた時点で入所の決定になりますので、町長の答弁にもございましたが、定数を満たすような確約というか、そういったことは現在のところではできない状況でありますので、ご理解いただきたいと思います。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 確約をできない。これは当然の、一部では当然の任もあるわけでございますけれども、もう少し積極的に取り組み、あるいは2市3町で積極的な啓もうもする必要があるかというふうに考えてございます。それと同時に、今までの措置費プラス各市町村の一般財源の補助、こういったこともなくなるということになりますと、やはり行政はスリム化されるにしても、そこに入所されている方、あるいは地域の方々、あるいはそこで働いている職員の皆様方が非常な不安材料になるのではないかと。そういったことの参酌は、管理者であります町長は、そういった具体的な本当に必要とする方々、あるいはそこで働いている従業員の皆様方の代弁をされているのかどうか、ひとつ伺いをいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

ただいまの質問でございますけれども、先ほども申し上げましたが、今回の移譲のさっきのご指摘については、働いている人、また入られている人等についてのことについては一番の要件として条件の中に入れておりますので、そのようなことについての働きかけは、我々としましては十分に取り組んでいるところだと私自身は考えております。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういったやはり末端の本当に必要とする方々の行政の執行権者であります町長は、本当にその職場、あるいはその組織、その団体等につきま

しては、下々の声がそういった運営に反映できるような努力をしていただきたい。  
これら養護老人ホームの定員等々につきましても、詳細は町長は認識されているものというふうに私は判断しながら質問をさせていただいておるわけでございますので、よろしく再認識も一部はしていただきたいというふうにお願いをいたします。

次の項に移させていただきますが、従業員の皆様方の対策をどのように考えているのか。民間に移譲しても、その後継承してもらうんだというようなことになるわけでございますが、手続上は組合が解散というふうになりますと、従業員の身分はそこでなくなるわけなので、そういったことは不安材料がいっぱいあるかと思うんですが、そういった町長が判断しております解散即解雇なのか、解散即継続なのか、解散前に従業員の皆様方のそれぞれの希望にかなうような対策は、どこでどのように対応した経緯があるのか、そういったこと等についてもひとつ町長に質問をさせていただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

職員の皆さん方の身分でありますけれども、解散されれば身分がそこで失うことになります。したがって、新たな法人の方でのまた新規の採用になるものと私は理解しておりますので、先ほど申し上げましたように、新たな法人の方で正職員、臨時職員、パート職員が引き続き希望する方については雇用されるような働きかけを私は第一番目に挙げているということについては、先ほど申し上げましたとおりでありますので、これは不安を解消するためにも私は大事なことだと思っておりますので、そういう姿勢で臨んでいるところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 二つの施設がこの福島地方管内には該当する施設があるわけでございますが、私は川俣町民であり、川俣の町民の皆様方のいかに代弁をしていくかというふうな要望に沿いまして質問をするわけですが、しからば、川俣町の光風園にはどれだけの職員数とパートを含め、あるいは臨時の皆様方も含めておることと、これらの方々の勤務実態、どこまで掌握しているのか、非常に入所者から見れば親切だ、よくやってくれるんだと。よくやっていただけるわいというふうなことが、おおかたの任所者の希望でありますし、あるいはこの家族の方々の声などは行政としては承ったことがあるのか。あるいは職員の皆様方のアンケート等々を常に点検をされているのかどうか。そういったこと等についてもどれだけ把握、掌握しているのかについて質問をさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

平成22年4月1日現在での川俣光風園の職員数につきましては、正職員の方が11名、臨時職員の方が17名、合計で28名となっております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○ 9 番（新関善三君） それともう一つは、包括支援センターもあるわけですね。こういった職員もこの中には含まれているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

光風園の訪問介護事業所につきましては、正職員が同じく平成 22 年 4 月 1 日現在、2 名で、臨時職員の方が 16 名、合計で 18 名となっております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○ 9 番（新関善三君） 先ほど質問した項目の中でも、職員の皆様方からのアンケートなり、あるいは入所者からの意見等は集約されているのかどうかについては回答がないわけですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

町長の答弁にもございましたとおり、広域行政組合の職員の皆さんが、本年 5 月に職員労働組合を結成いたしまして組合解散以降の雇用契約の継続や処遇の改善などにつきまして現在、交渉を進めている段階にあります。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○ 9 番（新関善三君） そういったこともやはり調査することによって、いかに今、時代を背景にして、あるいは社会情勢、経済情勢を背景にして、これら養護老人ホームの必要性というのは、やはり必要欠くことのできない大事な施設でございますので、担当課としても十分な認識の下に配慮していただきたい。16 年度までは、これら特定財源で運営されておったはずでして、17 年度からは一般財源化されたということで、ややもしますとそれら一般財源化されたことによってのこれらの措置費の軽減を図るための一つの策は、脳裏の中には町長はじめ担当部局の皆様方の脳裏の中には、そういった配慮もあるのではないかというような、定員割れすることによってはあるのではないかというふうな一抹のこちらとしては不安材料があるわけございまして、そのこと等につきましても、今後民間に移譲したとしても積極的に荷担をしながら、より良いだれしもが安心して入所できる入所の継続を是非望みたいわけございまして、最後の項はですね、あっ最後ではないまだ、ごめんなさい。それともう一つは、これらこういった制度が大きく変遷するに当たって、入所への説明なり、あるいは入所者への説明はもちろんのこと、家族等に対する説明はどういった日程で行っているのか。あるいはどういった日程でそれらの理解をいただくのかということ等については、これは副管理者であります町長の方からひとつご答弁をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

入所されている方やその家族の方への説明という質問でございますけれども、川俣光風園、桑折の緑風園ともに 9 月 11 日、先週の土曜日になりますけれども、臨時

の総会を開催いたしまして、入所されている皆さんへこれまでの経過等の説明を行ったところであります。昨日、両園とも敬老会が開催されましたが、その敬老会の終了後、入所されているご家族の方へこれまでの経過を説明し、都合により欠席された家族の方へは資料をお送りしてお知らせをすることとしております。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これら等の今後の運営のあり方、運営等につきましては、家族会なり入所者の家族の方からもいろいろな要望事項が不安解消のための請願等も出ておりますので、また、改めて我々は我々の方として再度議論をしながら対策、対応等につきまして、要望するところは行政の方に要望してまいりたいというふうに考えますし、併せまして、これらにこの施設に対します納入業者の皆様方がいるわけございまして、この方々も果たして民間に移譲したならば、今のようなここで地元から賄い材料の仕入れ、あるいはこういう施設の改善、改良等についても、地元で請け負わせていただいたわけございしますが、そういったものは今までの社会福祉法人先端を切ってやっているところには、コスト削減が主眼になっているわけございまして、恐らく地元なんて見向きもしない、あるいはそういったこともなきにしもあらず発生する可能性があるのではないかというふうに懸念するわけございしますが、そういったことに対します当局の考え方なり、あるいはそういったことは絶対ないんだというふうなお墨付きの返答をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁をいたします。

移譲された場合の先の納入業者の地元業者の関係でありますけれども、これについては引き続き納入業者として継続できるように、私どもは当然これは働きかけていくべきだと思っておりますし、そのようにしていただくことが、町の商業なり商店街の発展にとっても大事なことだと思っておりますので、これはそれぞれの業界にとっては大変死活の問題にもかかってくるわけでありますので、我々もその辺はしっかりと対応していきたいと思っております。また、今、そのことについての議論はまだ具体的にはしておりませんが、明確に決まり次第それらについてもやっていくんだということについての答弁を先ほどから申し上げておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） これらここを運営するに当たりまして、恐らく賄い材料をはじめ燃料にしる、先ほど言いましたように建設改良にしる、あるいは入所者に対する納入業者もあるわけございしますので、幅広い業者が潜在しているわけございまして、このことを業者の方々の年間経済効率といいますか、経済は効率がどのように把握しているのかということにつきまして、それと、こういった経済効果につきましては、当然町の財政にもいろいろと還元されておるわけございしますので、一つひとつのすべて行政とは切っても切り離せない相関関係にあることをどれだけ認

識されておるのかお伺いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

移譲先の法人が今月下旬に公表可能ということになっておりますので、移譲先の法人が決定されましたら説明を行いながら、そういった議員から質問のあった点につきまして働きかけをしていきたいと、町長の答弁にもございましたが、このような考えでおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） そういった経済効果、あるいは強いて言えば行政に対します還元効果など等も、やはり一つひとつの事業の中で詳細に点検をしながら、やはりここに施設があることによって公平に取引関係、あるいはすそ野が広いんだというふうな認識も確認をしなくてはならないわけございまして、どこが切れても、どこが少なくなったとしても、やはりすべて町に対します還元度が低くなるわけございまして、そういったことでひとつ再認識をいただきたいというふうに考えます。ずうっとこの運営等につきましては、一連の質問をさせていただいたわけございまして、非常に歯切れの悪い部分、もう管理者会で決まったんだから議会をしても開催しても、この方針からは脱却できないというのがとくの答弁にしか伺えなかったわけございまして、今後ともこれから本格的な継承団体との話し合い等もあるわけございまして、町としてここだけは譲れない、あるいは飯野にある緑風園と一緒にあって、ここだけは見逃すことができないので、ひとつこれだけは頑張っていかななくてはならないというふうなことがありますならば、最後に町長の答弁をいただきたい。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 9番 新関善三議員の質問に答弁いたします。

今回の移譲にあたりましては、入所されている方が安全に安心して、やっぱり先ほど答弁申し上げましたけれども、うちにいると同じような感じで住まわれるといえますか、暮らせる施設のあり方について、それを求めていくのが私の責任だと思っています。また、そこで働いている皆さん方が、今回の移譲に当たっていろいろと不安がっておられますので、それについても不安を解消するためにも、その後の対応については、現在、先ほど答弁の中に組合を作られたという話もございまして、その中でいろんな交渉が持たれているわけでありまして、最大限組合の皆さん方の要望については対応するように、これは管理者会の中でも話をしているところでございまして、そのような報告も受けているところでございまして。また、地元への経済効果についても、これは変わることによって経済的な影響がマイナス面での大きな影響が出るということについては、これは当然そうでなくしていくのが我々のこれもまた任務だと思っておりますので、そういった意味でも今回の移譲に当たりましては、町民の皆さん方、そしてまた光風園の皆さん方、川俣だけじゃなくて緑風

園もありますので、それぞれ連携をとりながらしっかりとした対応をして、先々不安のないような施設のあり方について求めていきたい、そのようにしていきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 新関善三君。

○9番（新関善三君） 本当に時間がなくなりました。最後に、これら解散に伴いまして民間に移譲されて、そして不安材料を抱えたまま継続されて、絶対に措置費も何も措置費で十分賄うんだというふうなお墨付きの確認をいただいておりますので、絶対町民の負担にならないように、そして、安心安全で入所者が暮らせるような、より良い施設になることを願うわけですが、このままの運営ですと非常に措置費だけでは足りないというような危惧される問題が根底には残っておりますし、あるいは基金の問題等につきましても、もうあたかも各構成団体に還元されるような答弁しかいただいておりますので、これらも延期するような工面は、今時点ではもう遅いのか、できるのか、これは副管理者の度量と責任と、そして町の執行権者であります町民の思いを込めて、ここで一大発憤をしていただければ延期も何もでき得ないと思いますので、是非町長にはその努力をしていただきたいということ。それともう一つは、サービスの低下が懸念されるわけですが、今までは措置費で足りない場合は各市町村で負担をしながら運営した。こういったものを民間になったからこれで十分できるんだというふうなお墨付きで回答はいただいておりますけれども、現実を直視すると、そんなわけにはいかないような気がするわけですので、こういったこと。それとですね、運営に対する協議会もあと何年やるのか、そういった時限の回答もいただいておりますので、ややもしますと行き詰まったからぶん投げられたあの施設が、民間経営できなくてぶん投げられたら制度あるものの運営も何もできないというふうな。

○議長（佐藤喜三郎君） 申し上げます。60分を過ぎました。9番議員の一般質問を打ち切りといたします。

○9番（新関善三君） ひとつそういった再認識の下に交渉に一踏ん張りをしていただきますことをお願いを申し上げまして、一般質問を終わらせていただきます。

以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、13番議員 石河清君の登壇を求めます。石河清君。

○13番（石河 清君） 13番議員の石河でございます。私は、地域住民の皆様方や町民の方々から私ども日本共産党や党後援会の方にお寄せいただきました様々な諸要求や願いの中から、先に通告しておいたとおり、今回、町の防災は万全かについて細部6点ほどにわたりまして、町当局の今後の対策、対応、あるいは考え方について正してまいりたいと思う次第であります。

町の防災は万全か。9月1日は、防災の日でございました。今から87年前の1923年のこの日、発生した地震が東京や横浜などに大きな被害をもたらし、死者10万人以上もの犠牲を出した関東大震災にちなみ、全国各地で様々な防災の取り

組みが行われております。地震や台風、集中豪雨などの災害は、いつどこで起きるか完全な予測は不可能であります。しかし、その発生を最小限に抑え、被害の拡大を防ぐために力を尽くすことはできるわけであります。災害への備えを怠らず、災害に強いまちづくりの実現など、国民、住民の命を守る政治の実現が今、切実に求められていると考えるわけであります。今年に入ってから、日本列島は多くの災害に見舞われました。2月にはチリ中部沿岸で発生した地震により、津波が全国各地を襲い、幸い人的被害はなかったとはいえ、太平洋沿岸の養殖漁業など被害をもたらしたわけであります。6月から7月にかけて日本付近に居座った梅雨前線は、各地で大雨を降らせ、岐阜、広島、佐賀の各県を中心に土石流や地滑り、崖崩れなどの証跡を残し、大きな被害を引き起こしたわけであります。地球環境の温暖化とも相まって、これまで体験したことのないような異常な災害が相次いでいることも特徴であります。ゲリラ豪雨などと呼ばれる異常豪雨による被害も目立つわけあります。本町におかれましても、7月6日、9日、15日の集中豪雨によりまして、大きな被害を被ったところであります。町民の皆さんが安心安全に暮らせるまちづくりを進める立場から次の点について当局の対策、対応をお伺いしておきたいと思っております。

細部の1点目、昨年、町では防災マップなども作成し、全世帯に配布したところでございますけれども、新たな防火水槽の設置や消火栓、消防設備など更なる消防、防災力の向上に向けた今年度の町の取り組み方針と具体的な実施内容など、取り組み状況と本町における火災警報器の設置状況などもお伺いをしておきたいと思っております。

細部の2点目、昨年は県との協賛により、県北地方防災訓練が当町で行われたところでありますけれども、今年度の防災訓練などの実施計画はどのようになっているのか。今後、町民の更なる防災意識の向上を図るためにも、町単独、あるいは近隣市町村との合同により、防災訓練なども積極的に取り組むべきであろうというふうに考えるわけありますけれども、当局の今後の対策、対応についてお伺いをしておきたいと思っております。

細部の3点目、今後は当然大地震なども想定されるわけがございます。災害時、住民の避難場所となっている中央公民館ほか小中学校施設の耐震診断の結果はどのようになっているのかお伺いするわけあります。今後の耐震改修計画策定についてもお伺いをしておきたいと思っております。

続いて、細部の4点目、本町の災害弱者は7,000人以上4,081世帯というふうになっております。全世帯の約7割を超える70%を超えるわけあります。改めて災害弱者の世帯に対して、防災ハザードマップなども活用して防災時のための避難経路の確認なども含めた対策、対応について周知、徹底を図る必要があるというふうに考えるわけありますけれども、そしてまた、前年度から木造住宅の耐震診断事業も取り組まれているところでございますけれども、どのような取り組み状況になっているのかお伺いをしておきたいと思っております。

細部の質問５点目、本町ではがけ地近接等危険住宅移転事業などに該当する住宅は何世帯ぐらいあるのか。どのように把握されているのかお伺いをしておきたいと思います。

最後の６点目、本町でも７月６日、９日、１５日の集中豪雨によって甚大な被害を被ったところでございますけれども、現段階における被害の復旧状況、今後の復旧完了見通しはどのようになるのか。また宅地関連、また農地関連、農業用施設関連の町単独で行う復旧事業などについて、町民からの申請についてはどのくらいの申請があったのか具体的にお伺いをしておきたいというふうに思う次第であります。

以上、細部６点ほどにわたりまして質してまいりたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） １３番 石河清議員の質問に答弁をいたします。

町の防災は安全かについての(１)の消防防災力の向上に向けた本年度の町の取り組み方針と具体的な実施内容及び火災警報器の設置状況についてのご質問でございますが、消防防災力の向上につきましては、昨年、川俣町を会場として、県北地方防災訓練を実施いたしました。訓練の成果及び検証を行い、災害時における的確な対応を図るためには、常備消防である伊達地方消防組合と中央消防署南分署、福島警察署川俣分庁舎、消防団、そして、町との緊密な連携による迅速な行動が非常に重要であることを改めて認識したところでございます。町においては昨年の検証を踏まえ、災害に備えた各種体制整備の強化に努めているところでございます。その１点目として、本年５月から福島地方気象台からの注意報、警報等については、これまでの県内各方部を中心とした情報から県内町村を単位とした気象情報の提供となったことを受け、より迅速な対応を図るため、気象警報が発表された時点で、従来から待機させていた防災担当部署のほか、関係各部署等の課長等も待機するとした態勢を取っているところでございます。また、警報が発令されなくても、注意報が発令された時点において、各種情報を勘案し、関係部署の待機等について指示をしているところでございます。本年７月、３度にわたる集中豪雨に見舞われた際にも、警報発表前から防災担当部署に待機を指示いたしましたが、今回のようにゲリラ豪雨と呼ばれる集中豪雨の危険性がますます高まっており、短時間で一気に被害をもたらす状況においては、被害情報の収集と適切な対応が最も重要であり、更なる体制の強化に努めてまいり考えてございます。

２点目といたしましては、防災力の向上でございます。災害時のライフラインの確保の中でも水道、通信等でございますが、それらの全ての動力となる電気の確保は特に重要でございますので、昨年度から東北電力との災害対策の打ち合わせを行ってきておりまして、４月には、県北地方の合同会議も行ったところでございます。今後も東北電力における災害対策の体制、災害対応計画を踏まえ、町の災害対策の強化について検討を進めておりまして、このような観点から町の防災力の向上につきましては本年度に限らず、今後も各防災機関との連携強化を更に図り、機動的な体制づくりと環境整備に努めてまいり考えてございます。また、今年度は去る８月

22日に開催されました福島県消防操法大会に、本町の第9分団が消防協会川俣支部代表として、小型ポンプ操法の部に出場し、大会当日まで約2年間にわたる訓練を重ね、消防ポンプ操作の技術習得に努めていただきました。

次に、火災報知機の設置につきましては、消防法に基づき、平成23年5月31日までの設置義務化となっております。設置の促進につきましては、昨年11月に伊達地方消防組合が事務局となり、住宅用火災警報器設置推進連絡協議会を設置し、関係各機関、団体、地域住民組織等が一体となってそれぞれ啓発活動を行い、設置普及の強化に努めておりますが、本年2月に実施いたしました管内一斉のアンケート調査では、管内全体での設置率が40.8%、川俣町の設置率は34.8と管内平均値を下回っている結果となりましたが、今年度は、1人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の非課税世帯等に対し、住宅用火災警報器設置にかかる助成を実施し、高齢者等の安全、安心の確保を図るとともに、設置率の普及に努めているところでございます。なお、消防組合では、本年8月にも第2回目となる住宅用火災報知器設置についてのアンケート調査を実施しておりますので、その調査の結果を踏まえ、町といたしましても、消防組合との更なる連携を図りながら、設置普及に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、2点目の近隣市町村との合同防災訓練などにも積極的に取り組むべきではないかについてのご質問でございますが、福島県では、毎年9月1日の「防災の日」に合わせ、県内各市の持ち回りで防災訓練を実施しているほか、県北の各町村では、昨年、本町が実施いたしました県北地方防災訓練を持ち回りで担当し、実施しております。県北管内市町村では、それぞれ訓練については一部の地域を対象を絞り、地域環境や地理的条件に合わせた地域の防災訓練として実施しているのが実情でございます。したがって、近隣市町村の防災訓練に対するとらえ方も様々であるため、直ちにということは困難であると考えますが、各市町村との連携を積極的に図っていく中で今後とも検討してまいりたいと考えております。また、現在行っている県の防災訓練、福島市防災訓練の参観及び県北地方防災訓練の参観を通じて、本町も参考とすべき災害、防災対策を学ぶことも大きな成果となっておりますので、防災訓練実施にとどまらず、災害、防災対策への対応策について努めてまいりたいと考えてございます。

次に、(4)の災害弱者の世帯に対する災害時の対応についての周知徹底を図る必要があると考えるがどうかについてのご質問でございますが、災害弱者、いわゆる災害時要援護者の支援につきましては、平成21年度に「災害時要援護者の避難支援プラン」をまとめたところでございます。その内容は、65歳以上の1人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯のほか、要介護者や障がいのある方々など、実態を踏まえながら避難支援が必要であると判断された方々に対し、情報伝達体制や避難支援体制を図り、安心、安全な暮らしの確保に努めていくとするプランでございます。基本的には支援が必要となる方々の承諾を得て、要援護者の名簿を作成管理し、災害時や非常時に町のほか、自治会や社会福祉協議会、消防団、そして民生委員へ情報を

提供し、いち早く要援護者の方々の安全を確保するということを目的としてございます。現在、民生委員のご協力をいただき、65歳以上の1人暮らしの高齢者や、高齢者のみ世帯の方々の同意を含めた調査を行い、名簿を作成したところであります。このような体制整備により、高齢者の方々につきましては、周知も含め災害時の対応を図る考えとしております。しかしながら、乳幼児、妊産婦、あるいは日本語が不自由な外国人の方なども、災害時に支援を必要とする要援護者となりますことから、このような対応策も検討しながら今後もより機能的なプランとなるように整備を進めていく考えでございます。

次に、木造住宅の耐震診断事業の取り組み状況でございますが、木造住宅の耐震診断事業は平成21年度より実施しております。町の広報紙を活用して町民の皆様にお知らせをいたしました。去年は5件の実績がございました。本年度も町民の皆様へ周知を図り、事業の推進に努めているところでございます。

次に、(5)のがけ地近接等危険住宅移転事業に該当する住宅はあるのかについてのご質問でございますが、がけ地近接等危険住宅移転事業につきましては、がけ地の崩壊等により、住民の生命に危険を及ぼす恐れのある区域において、危険住宅の移転を行う者に対し助成をするものでございますが、事業の対象となる住宅は、建築基準法第40条の規定に基づき、福島県建築基準条例で建築を制限している区域にある既存不適格住宅であることが条件となっております。事業に該当するか否かにつきましては、建物の詳細な建築履歴を調査する必要があるとございます。町では事業の希望がある場合に詳細な調査をすることにしておりますので、これまで数件の実績がございますが、総数の把握はしていない状況でございます。

次に、(6)の7月の集中豪雨による災害の復旧状況と見通しは。また、宅地、農地農業用施設関連の町単独での復旧事業について申請はあったかについてのご質問でございますが、7月の集中豪雨による災害のうち、町道等の災害復旧事業につきましては、90か所のうち78か所の復旧をしたところであり、農地、農業用施設災害復旧事業につきましては、23か所のうち12か所を実施いたしました。また、林業施設災害復旧事業につきましては、19か所のうち13か所を実施いたしました。今後も計画的に年度内の早期復旧を図って参る考えであります。宅地等の補助金の申請件数につきましては、宅地関連災害復旧事業が32件で、農地、農業用施設災害復旧事業は37件の申請があったところでございます。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） (3)の災害時の避難場所にもなっております中央公民館、小、中学校の耐震診断の結果と改修計画の策定についてのご質問でございますが、川俣町におきましては、建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく特定建築物のうち、災害時の避難場所になり得る文教施設の耐震診断を平成21年度から順次実施してまいりました。耐震診断を実施いたしました文教施設は、中央公民館、福田小学校、富田幼稚園及び中学校2校、計5施設でございますが、その結果、福田小学

校を除く4施設につきましては、大規模な地震に対して倒壊又は崩壊する危険性があるという診断でございました。教育委員会といたしましては、これらの耐震診断結果を受けまして、川俣中学校と富田幼稚園の改修補強工事について議員各位のご理解を賜り、本年3月から着工いたし、現在、工事が進められておるところでございます。そのほかの施設につきましては、今後、改修工事の計画を策定のうえ、順次対応していかなければならないものと考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　ここで昼食のため休憩いたします。再開は午後1時です。

（正　　午）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　再開いたします。

（午後1時00分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君）　午前に引き続き13番議員の一般質問を続けます。石河清君。

○13番（石河　清君）　何点かについて再質したいと思いますので、最初に、9月1日は当然防災の日ですから、私も9月の広報ぐらいには防災関係の何らかの関連の記事が載るのかなというふうに毎年見ておるんですが、去年はもちろん載っておったんですけども、今年は9月号の広報を見たところ、防災関連の記事がなかったですね、私の見た限りでは。その辺去年も指摘はしておいたんですけども、その辺について、まず、最初にお伺いしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君）　ご質問に答弁を申し上げます。

ただいま石河議員のご質問、毎年の防災の日に広報紙等において、そういった防災の趣旨等について徹底を図られたいというお質しでございますが、今年の9月号には特集という形で記事を掲載してございませんでした。しかしながら、通年を通して、そういった形で住民の皆様方に周知できるような形で、今後、広報紙の充実に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　石河清君。

○13番（石河　清君）　最初のところに警報器の設置についても伺ったんですけども、本町については34.8%ですか、これも一応義務といいますか、来年の5月31日までだというふうに私は記憶しておるんですけども、そういう点ではあまり残された時間もないわけですけども、それらの警報器の設置、更にこれ34%ですから少なくとも50%以上に早急にしていかなければならないと、設置率も上げていかなければならないというふうに思うんですが、その辺の対策についてはどのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君）　総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君）　ご答弁を申し上げます。

先ほど町長の答弁の中で、住宅用火災報知器の設置率等につきまして今年の2月現在の普及率について申し上げまして、川俣町は約34.8%になってございます。現在、消防組合におきまして8月にも第2回目となるアンケート実施ございまして、その集計がまもなくされるところでございます。なお、地域におきましては、川俣町の町内の各地域においても、設置率につきましては地域の格差がございます。ある地域では約80%を超えている、ある地域では30%台というばらつきもございまして、この間、消防団の皆様、そして、婦人防火クラブの皆様方が、そういった形の中で家庭訪問するなどして、現在、その設置率の向上に向けて取り組んでおるところでございますので、来年の5月31日までの設置義務化となっておりますので、町の方でも協力的な設置推進について努めてまいる考えでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） それと、災害、弱者に対する是非町の方で助成をして設置すべきだということで考えておるんですけれども、先ほどちょっと聞き逃しちゃったものですから、当然、福祉灯油、なんかも今までやっておりますので、当然福祉灯油なんかですね、されたような、町民に対しては今回、そのような対応をすべきだというふうに思っておるんですけれども、その辺について具体的にお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁を申し上げます。

先ほどの町長の答弁の中で、高齢者等の普及を高めるために、今年度は1人暮らし高齢者世帯、高齢者のみ世帯の非課税世帯等に対しまして、住宅用火災報知器設備にかかる助成を実施するということで、当初予算で議決を賜ってございます。その中において現在、申請等を受け付けてございますので、高齢者と災害弱者の皆様方の安全安心の確保のために設置の助成をしまいるところでございますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） それと2番目に移りたいんですけれども、去年は県北の防災訓練ということで大々的に行われ、大変良かったというふうに私も思っているんですけれども、去年も一般質問のときに申し上げたんですけれども、やはり町単独でも毎年やはりやる必要があるのではないかなというふうに私は、規模は別にしてそのように考えているものですから、その辺はどのように当局は今後、対応なさるつもりなのかお伺いをしておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご答弁申し上げます。

町単独による防災訓練等の実施についてのお質しでございますが、先ほど1点目の答弁の中で町長が申し上げましたように、昨年行われました県北地方防災訓練並びに川俣地域防災訓練の結果を踏まえ、現在、それらの成果及び検証を行ってござ

います。確かに町独自での開催は必要であると認識してございます。先ほど県の防災訓練、福島市防災訓練及び今年10月2日に開催されます県北地方防災訓練などの成果等も受けまして、なるべくそういった形の中で川俣町としても独自の防災訓練等ができるように現在検討してございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） ただいまの件については、私もやはり継続して毎年やるというところに何というのかな、効果が出てくるのではないかなと思いますので、是非これ単独でも毎年やはり実施すべきであるというふうに強く要請をしておきたいというふうに思う次第であります。

あと三つ目ですね、この耐震診断の結果も出て、今後、改修工事の具体的な耐震改修工事の計画策定というふうになるんだろうと思うんだけど、この辺の策定の具体的なスケジュールはどのようになるのか、その辺についても伺っておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 13番 石河清議員のご質問にお答え申し上げます。

中央公民館につきましては、今後、町の振興計画にも挙げておきましたとおり、この大衆と言いますか、町の一般の皆様方が多く利用する施設でございますので、耐震工事を含めた対策を早急に樹立するという事で今、進めております。また、もう一つの施設でございます山木屋中学校、このことにつきましても今、検討を進めているところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 4点目でありますけれども、先ほど申し上げましたように、これ本町でも大変この災害弱者が村民全体の7割を超すような、そのような数字になっております。今回は項目私起こしておかなかったですけれども、当然自らの安全は自ら守るということの基本には考えております。ですから地域の安全はもちろん地域で守るという方向で今後は進めていかなければならないというふうに思いますけれども、そういう点で自主防災組織がこういう状況にあるので、町として自主防災組織のいわゆる育成方針といいますか、その辺が更に大事になってくるのではないかなというふうに考えるところでございますので、その辺の自主防災組織についての当局の今後の育成方針なり考え方について質しておきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 総務課長。

○総務課長（仲江泰宏君） ご質問に答弁申し上げます。

自主防災組織の組織化等についてのお質してございますが、まず、はじめに、町内におけます地域防災組織といたしましては、秋山地区の中組自主防災隊がございまして、本組織は、地域の皆様が自発的に組織され、地域の防災活動に取り組まれておりまして、地域内に火災等が発生した際には、消防団経験者の皆様を中心として小型消防ポンプ中継による初期消火活動を行うなどの地域の安全確保に努められてございます。このことは非常に参考となるものと理解してございます。現在、一自

治会におきまして、地域内の自主防災組織を設立したい旨のご相談がございました。一度ほどそれぞれ地域に出向きまして内容等について協議したところでございます。町といたしましても、自主防災組織につきましては、基本となる地域住民の安心安全を守る組織となると認識してございますので、更にこのような組織が拡大されることを町としても積極的に支援してまいりたい、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 5点目に移りたいと思うんですけども、それで具体的にはまだ把握されていないという状況になるような答弁でございました。更に本町においては土石流の災害危険箇所ですか、これ大変多いわけでございます。昨年、私、質問したときにも、危険箇所については各地域の方に出向いて何と言うのか、そういう説明なども危険箇所について町の方から積極的にやるというような答弁もいただいております。その後どのように具体的にその辺が進んでおるのか、まず、その辺について伺いたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ご質問にお答えいたします。

昨年6月議会だったと思いますけども、この危険区域に関しての防災上の説明ということで、各地に出向いて説明ということでございましたが、5次振興計画と絡めましてやる予定でございましたが、申し訳ございませんでしたが、まだちょっとその段階まで進めることができなかったことに対してはお詫びいたしたいと思いますが、今後ともそういったものの危険区域、あるいは特別警戒地域、そういうもののあり方、あるいはそういったものの建物等のことに関してのご相談を受けた場合は、町だけではございませんけれども、県の建築指導課、そういったものを挙げながら、建築の内容なのか、リフォームなのか、そういったものを町民の方に分かりやすく明確に答えてまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 今、課長の答弁ですけども、それで是非私は各地区ごとに毎年行政懇談会なりやっておるわけですから、だから行政懇談会のときなんかにもやはりこの点を忘れないで各地区に危険箇所、危険区域が必ずあるわけですから、皆さんにその辺も行政懇談の中でやっぱりきっちり説明をすると、そのようなことも必要ではないかなというふうに思いますけれども、その辺について質したいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 建設水道課長。

○建設水道課長（沢井一雄君） ただ今の質問にお答えしたいと思います。町政懇談会等での説明ということでございますが、それに関しましては、やはり資料等を整備いたしまして説明できるようなものとして提示していきたいと思いますので、よろしくご理解いただきます。以上です。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 是非そのような方向で進めていただきたいというふうに思います。それと危険箇所、私の小島地区の方でも大変多うございまして、具体的に申し上げますと中島の集会所でございますけれども、菅野善左衛門さんに上がっていく町道があるんですけれども、その右側の山の方の土手に落石、これ何年か前から当局にも何回も言っているから分かるかと思うんですけれども、大変この、幸い今年の雨のときも落っこちてこなかったから良かったんですが、ああいうところの災害防止のとにかく国、県の何か良い事業はないのかなというふうに私はいつも思っているんですよね。あそこの下を通るたびに、これは危ないなという状況にあるものですから、ちょっと具体的に申し上げてあれなんですけれども、その辺のちょっと対応についても伺っておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。質問に答弁を申し上げます。

今のご質問の箇所等につきましては、いろいろと地域住民の方からもご要望いただいて、また、町政懇談会等でもご回答申し上げたんですが、実はその地域が遺跡調査の関連というようなことがございまして、県の方に治山事業でお願いしたいということで申し入れを今、しておりまして、県の方としても遺跡調査等がやはり実施をされて、それが少し確認をされ、問題がなければ実施をできるというような回答もいただいております、その辺の今、調整をしているところでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 最後の6点目なんですけれども、今回は当然、先ほど答弁あったように宅地関連とか農地関連も32件、37件という数もございました。それで案外今回は、いわゆる当然土砂崩れや土手抜け、大変多うございますけれども、小規模のやつが多いんですよね。ですので、2分の1に該当しないような、いわゆる例えば水田なんかについては、これ稲刈り終わらないとできないですね。当然ですね農家の皆さんの要望として、杭、あるいは土嚢袋くらいは、これは本当に支給していただきたいなという要望が大変強うございます。そのようなことで今、農家の皆さんも大変意欲をなくしてございまして、特にイノシシの被害、猿も出ております。そういう状況で、なかなか稲刈り終わっても田んぼの土手の修復に本当に大変な状況だなと私も思っております。できるだけその辺、せめて杭なり土嚢袋くらいのやはり要望に100%こたえてほしいと、その辺の対応についてまずお伺いしたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 産業課長。

○産業課長（沢口 進君） 質問に答弁を申し上げます。小規模の災害ということで、田んぼ等の土手の畦畔等の土砂崩れ等でありまして、今現在、町の方で資材支給ということで行っておりますのは、里道並びに青棒と言われる水路等の公共的な財産的な部分ということでの資材支給については行っております。ただ、個人の田んぼ等の土手等については、支給についてはしないということで今、対応させ

ていただいております。その代わり町長が認める災害ということで、2分の1の補助事業ということで設定をさせていただいて今、申請等を受け付け8月末までということでしたので、申請が37件、農地災の場合はございますが、受け付けが一応今のところ終了したというところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） それで今の課長の答弁だと、個人のいわゆる田んぼの土手抜けには出されないみたいな答弁ですよね。ですが、町長、ちょっと今何年前だか私あれだったんですけれども、約10年前くらいかな、あんときはひどかったんですが、ちょっと具体的に年度ちょっと今出てこなかったんで、10年ぐらい前、そのときは田んぼとか畑の土手抜けの杭とかなんかの要望にこたえて出していたというふうに、私はもちろん議員やっていたから記憶しておるんですよ。だから町長、今回先ほど申し上げましたように、本当にこれ正直言って杭と言ってもなかなか今、農家の皆さんも結局栗の木とか松になるんだけれども、なかなか杭の材料がないんですよ。実際にはその杭にするとっても、この杭を作るのに大変な状況なんですよ。ですから杭ぐらいはね、この辺は是非これ農家の要望にこたえてもらいたいというふうに思うので、町長どうですか、これ。大したそんなものすごい数ではないと私は思いますよ。その辺町長答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 13番 石河清議員の質問に答弁いたします。

その杭なんかを支給したらどうかということでもありますけれども、ただいま課長が答弁いたしましたけれども、現時点ではそのようなことでやっておりますし、前にもそういうことはなかったんじゃないかと思うんですね。道路沿いとか公共の水路とか、そういうことに私の田んぼとか畑にかかる場合の土手を直したり、そういう公共的なものについては指定していると思うんですけど、全くの個人の田んぼのところということについてはやっていなかったと思うんですが、まあ調査してみたいと思いますけれども、現時点では今そのようなことで対応しておりました。ただ、現状は先ほど答弁申し上げましたが、それぞれの確に早めに急いでやろうということで迅速な対応については心掛けて今やっておりますので、いろいろとその中であって問題点や何かがございましたら、どうぞ要望なりを寄せていただければと思っています。よろしく願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 石河清君。

○13番（石河 清君） 最後になりますけれども、最後の件については、本当に今、農家の状況なり考えると、やはり私はそこくらいは支援すべきだろうというふうに思いますので、町長もう1回やはり10年前のときのちょっとその辺も思い出してもらって、対応したというふうに私は思いますよ。ですので、その辺前向きに検討してもらって、是非支給をしていただきたいと、このことを強く要請して私の質問を終わりたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、1番議員 高橋道弘君の登壇を求めます。高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 1 番 高橋道弘であります。議長のお許しをいただきまして一般質問をさせていただきます。

我が国のように、国民主権を基本理念とした民主主義政治において、最も大切なことは施策の決定過程、実行過程、更に検証過程において、主権者たる住民、国民に情報が公開され、それぞれの段階において参画される場が保障されている。すなわち、その過程こそが命であると言われております。そして、この民主的なプロセスが、形式的、ありわいのものに陥ったときこそ、民主主義の危機だと言われております。戦前の軍部独裁のような独裁政治が行われたのも、そのことに起因をしておると言われております。また、このような社会状況に陥ったときに現れる社会的、政治的反応は、結果至上主義であります。良いことをするのだから、いちいち細かいことを言うな、あるいはその手続きが粗雑でも良いのではないか。結果として成果が上がっているから良いのではないか。こういった主張が主流を占める社会傾向になると言われております。申すまでもなく、政治においては、結果は大事なことであります。住民が望んでいることも、結果、成果であります。そして、法律的、効果的な施策の展開を求めています。しかしながら、民主的なプロセスを軽視した施策は、住民の満足度を得ることはできず、更にその施策も継続性を期待することはできません。今、川俣町は第5次振興計画、過疎地域自立促進計画など、議会の議決を要する重要施策を決定しようとしています。この間の取り組みを見てみますと、一番重要なことが欠けているように思われます。それは町長の熱い思いと町政の課題に対する具体的な施策、肌で感じることでできる町長の言葉であります。町の長である町長の思いと具体的な施策が自らの言葉によって住民に提示されてこそ、初めて住民の参加、参画の協働のまちづくりが実現できると私は思うものであります。以上述べましたような考え方に立ちまして、先に通告いたしました何点かについて質問をいたします。

一つ、民主主義の原則は、徹底した情報の公開による住民との情報の共有こそにあると考えるがどのように思うか。

二つ、町の情報公開の現状について、どのように考えているのか。具体的には広報紙、ホームページの内容。二つ目には町政懇談会、各種座談会、委員会、審議会等の持ち方や資料提供のあり方であります。

大きく三つ、直面している町政の課題について、町長の考え方についてお聞きをいたします。

一つ、すみよし保育園を民営化する理由と目的及び幼稚園は民営化しない理由。

二つ、川俣光風園の民間移譲に賛成する理由と目的。

三つ、学校給食センターを半官半民の運営状態にしておく理由と目的。

四つ、正職員の給与カットは復元しながら、臨時職員や行政区長、行政連絡員等の賃金日当は復元しない理由と目的。

以上、具体的な課題についてお聞きをいたしますので、町長の熱い思いを語られるよう期待をして質問といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 1 番 高橋道弘議員の質問に答弁をいたします。

最初に、町政の課題、施策についての(1)、民主主義政治の原則は、徹底した情報の公開による住民との情報の共有こそにあると考えるがどうかについてのご質問でございますけども、私も全くそのとおりだと認識をして、現在、町政の執行に当たっているところでございます。地方分権が進む中で、行政が多様化する住民ニーズにこたえるためには、町民と町が地域課題解決にかかわり、行政と町民が一緒になって町の将来について考えていくことが大変重要と考えております。このため町民と行政がともに地域が、あるいは町が抱える課題を共有し、話し合い、理解し、行動することで、積極的な協働のまちづくりが実現できるものでございますので、町政への透明性を確保し、行政の説明責任を果たすなど、町民との協働のまちづくりを進めていくことについて心して現在取り組んでいるところでございます。また、行政情報は町民との共有財産であり、今後も町民に積極的に分かりやすい情報提供に努めてまいりる考えでございます。

次に、広報紙、ホームページの内容についてのご質問でございますが、行政情報は町民との共有財産でありまして、行政が行政情報を積極的に提供し、可能な限り町民に公開された状態にしておくとともに、町民がいつでも情報を容易に入手できるものとしておくことが必要であると考えます。現在、町民への行政情報の提供は、広報紙やホームページへの掲載の方法により、各種行政施策の状況等について、情報を提供しております。町民皆様に幅広く情報を提供するという観点では、全世帯に配布される広報紙が最も重要な役割を担っておりますが、記事作成から配布までに時間を要するため、速報性が損なわれることや掲載できる情報量に限りがあることなどの課題がございます。また、ホームページでは、速報性、入手容易性、情報量を考えると有効な方法ではありますが、全町民がインターネットを利用しているわけではない状況にもございますので、情報格差が生じないように、ほかの方法も検討するなどの配慮をする必要があると考えております。これらの情報提供に当たりましては、引き続き行政が取り組んでいる状況、経過、結果等について、町民の皆様に積極的に分かりやすい情報提供に努めてまいります。今後とも公正で開かれた町政を実現するためにも、行政の説明責任を果たし、行政情報の共有化と町政への透明性を確保することで、町民との協働のまちづくりの実現を図っていく考えでございます。

次に、②の町政懇談会、各種座談会、委員会、審議会の持ち方や資料提供のあり方についてのご質問でございますが、町政に対する町民の意見の反映、公正な行政運営の確保、そして、行政施策推進のための総合調整などを目的といたしまして開催しております町政懇談会、各種座談会、委員会、審議会につきましては、行政施策の決定などの意思決定にかかる重要な役割を果たしております。特に委員会及び審議会につきましては、その運営について、いつ、どこで、どのような会議が開催され、どのような審議検討が行われ、どのような決定がなされたかにつきまして、

広報紙、ホームページなどを通じ情報の発信に努めているものの、全体として見た場合、やや不十分なところもあるのではないかと考えております。そのため透明性の確保、町民参加の拡充、機能の活性化など、町民と行政との信頼関係の確立、そして協働の実現に向けたより民主的な運営が求められているところであると考えております。そのため今後につきましては、これまで以上に町民に分かりやすい運営を行うため各分野を所掌する、それぞれの担当課が各行政施策の中で工夫して取り組むことはもとより、情報公開条例の趣旨を踏まえ、各種会議の資料につきましては、分かりやすく、見やすく、丁寧に作成し、事前配布に努め、また、会議録等は審議経過が明確となるように配慮し、町民に分かりやすく迅速に公表することに努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、直面している町政の課題に対する町長の考え方についての②、川俣光風園の民間移譲に賛成する理由と目的についてでございますが、川俣光風園は昭和27年3月に川俣町で開園したのが出発でありまして、昭和50年4月に福島地方広域市町村養護老人ホーム組合に移管、その後、昭和53年9月に現在地に移転改築、そして、平成11年4月、福島地方広域行政事務組合に移管されて以来、11年が経過をしております。組合は当初福島市と伊達9町で組織しておりましたが、市町村合併により現在の2市3町による組織となっております。平成21年3月31日付で、これまで拠り所としておりました国の広域圏施策が廃止されたことにより、従来からの広域連携や組合組織のあり方について、構成市町の中で企画、福祉を担当している課長等で組織する運営幹事会や関係市町の長により組織いたします正副管理者会議において共同処理事務全般について課題の整理と今後の方向性について協議検討を重ねてまいりました。その結果、現在の組合組織での広域連携については、経済社会情勢の変化に伴い、組合設立当初の役割は終了したものと判断されることから、平成22年度末に組合を解散し、平成23年度以降の広域的な連携や調整を協議する機関の設立については、平成22年度中に検討することとなっております。養護老人ホームの二つの施設の運営の在り方につきましては、適正な運営を確保することが課せられております。社会福祉法人へ運営移譲することにつきましては、全国的に民営化の傾向にあることなども踏まえ、協議を行ってまいりました。社会福祉法人は社会福祉事業を目的とした一種の公益法人であり、適正な運営を確保するため、所轄庁からの指導監督を受けることとなっており、法令違反等適正を欠くことがあれば改善命令などが発せられることもあります。また、非営利法人であることから収益事業には制限があり、利益配当は認められず、解散した場合における残余財産の処分については、他の社会福祉法人又は国に寄与することとなっております。社会福祉法人は、あくまで社会における社会福祉事業の主たる担い手であり、その事業を確実、効率的かつ適正に行うことが求められております。また、適正な運営を確保するための様々な助成制度が整備されていることなどにより、町といたしましては社会福祉法人が運営することによって、より適正な運営が確保されるものとの考えにより、社会福祉法人へ運営移譲することとした組合の考え方に

対し、賛成の意を示したところでございます。

次に、④の正職員の給与カットは復元し、臨時職員や行政区長、行政連絡員等の賃金、日当は復元しないのかについてのご質問でございますが、給与等の見直しにつきましては行政改革大綱、財政構造改革プランなどを策定し、給与等の適正化や縮減に努め、財政の健全化に大きく貢献してまいりました。職員給与等の削減につきましては、平成15年度から17年度にかけて削減を実施いたしました。3年間という当初の計画どおり、平成18年度において、規定どおりの額に復したところでございます。また、臨時職員につきましては、川俣町賃金支弁職員雇用管理規定に基づき、職員の給与に関する条例第3条第1項に規定する行政職給料表の給与月額21分の1に相当する額を支給しているところでございますので、削減等は実施しておりません。行政区長、行政連絡員につきましては、川俣町行政区長、行政連絡員規則に基づき、報償金として規定の額を支給しているところでございますので削減等は実施しておりません。なお、日当につきましては、職員等の旅費に関する条例第18条第2項の規定に基づき、県内旅行の場合は、原則として支給しないこととしております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 続きまして、(3)の直面している町政の課題についての①、すみよし保育園を民営化する理由と目的及び幼稚園は民営化しない理由についてのご質問でございますが、平成20年の2月に策定いたしました「みんなでつくるまちづくり計画」の中で、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるに当たり、次代を担う子どもたちが健全に成長し、人間性豊かな心を育ていけるようにすることが大切であるとの考えから、保育環境の整備を図ることを重点事業の一つに掲げたところでございます。保育環境の整備には、人的環境、物的環境、運営的環境の三つの環境の整備充実が必要でございますが、国の保育所保育指針に示されておりますように、保護者の多様化する保育ニーズにこたえとともに、保育理念に沿って本来の保育目標を達成するためには、本町が運営しております保育園を業務委託することによって、人的、物的な環境が整えられ、乳幼児及び保護者にとって最も良好な保育環境が構成されとの結論に達したものであり、このことが業務を委託する主たる理由でございます。また、保育園を利用している保護者の多くは、安心できる医療体制の整備をはじめ、乳幼児を含む低年齢児保育の充実や病後児保育等の子育て支援に関する充実を求める意見を寄せております。これら保護者の声に迅速かつ適切に対応し、本町における保育の充実を図るうえで、民間の力を活用し、保育の充実を図ることが目的でございます。一方、幼稚園についてでございますが、本町におきましては、出生数の減少に伴い幼稚園児の減少は続いておりますが、今後5年間におきましては、入園児がゼロとなる幼稚園はないとの報告を受けております。したがって、幼稚園につきましては、現行どおりの運営が可能であることが民営化をしない、これが理由でございます。

次に、③の学校給食センターの運営状態についてのご質問でございますが、平成

19年4月に議員各位のご理解をいただきまして、学校給食センターがオープンして以来、川俣町と旧飯野町の児童生徒約2,200名に対し、これまで事故もなく給食の提供をいたしているところでございます。町といたしましては、他市町村と比べ学校給食への取り組みが遅れたことから、各地の給食提供の方法等について十分な研究と検討を重ね、現在、運営いたしております一部民間委託方式が最善の方策との結論に達し、民間委託方式を採用し実施しておりますところでございます。学校給食の提供日数とか長期休業日等の就労条件、あるいは業務多忙時間帯、学校への給食運搬などを考慮のうえ、調理運搬業務を専門の事業所に委託することは、県内の市町村におきましても一般的に実施されており、近年、川俣方式に移行したいとして検討している市町村もございますので、事業所等への委託につきましては、適切な方法の一つであると認識をいたしております。また、事業所等への委託によりまして、地元の人材雇用促進にもつながっており、更に給食センター職員の人事管理及びサービス監督等についても、事業所が責任を持って対応いたすこととなっておりますので、現在、町が福島市と合同で運営しております方式に何ら問題が生じていないということがお質しの理由と目的でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） それでは、何点か再質問させていただきますが、まず、基本的な考え方については、町長も同感であるということでありますので、そういった同じ考え方だという前提に立って何点かお聞きをしたいというか、町長の考え方を質したいと思うんですが、あの情報公開のあり方ですけども、例えば町長今、答弁でいみじくも言ったように、月々1回しか出していないから内容も時期もタイムリーにできないんだというお話があったと思うんですが、多くの自治体で半月、15日単位で広報を出しているところもあるわけですね。そういったことは今後考えられないかどうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 1番 高橋道弘議員の質問に答弁いたします。

その答弁申し上げました情報量の問題についての対策、対応でありますけれども、今のように月2回発行という自治体もあります。また、今のような方式に用紙等についてはまた別冊、別印写で1枚にやっているところというところもございます。いろいろと今後検討していくことは私も大事だと思っておりますので、よそに出かけた際には、広報紙などについては見せていただきながら、その対応の仕方について調査といいますか、資料をいただきながらやっておりますので、今般もある市に伺いましたところ、今、質問がありましたけれども、2回になっている。また、別冊でなっているところがございました。川俣町は1回だけでございますので、それについても今後の新たな展開の中では考えていく必要なのかということで、現在、考

えているところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） そのように早急になるようにお願いをしたいと思います、それとあと答弁でも言ったけど、そのホームページとの連携というのは非常に大切だと思うんですよ。広報紙では伝えきれないこともホームページでは詳細に伝えることができますし、更にタイムリーに更新をしていけば、適時適切な情報が住民の皆様にお知らせできるということだろうと思うんです。光ケーブルね、せっかく引いているわけでありますから、そういったものも、どういうふうに行行政サービスの向上につながっていくのかということもあろうかと思うんですけど、議会のこういった質疑の模様も光ケーブルでインターネット配信をしている自治体もあるわけでありまして、そういったインターネット配信なり、あるいは情報量の多さ、多様さ、そういったことも含めて今のホームページでは大変不十分でないかなと私は思っておりますので、その辺はご検討というかやる考えあるのかどうかお聞きします。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

ホームページにつきましては、町のホームページ編集委員会の中で毎月検討しているわけでありまして、お質しにありましたように、その内容の検討については、これは日々新たな考えの下にやっていかなくちやならないと思っています。今、考えております中で、議員に前にお質しをいただきながら子ども、子育てについての情報の整理をまとめました。冊子にしたわけでありましてけれども、冊子の上に更にはそのホームページ上に、川俣町に I・U ターンしてきた場合、子育てコーナーはこうですよとなると、そこからずっと結婚された、あるいは妊娠した、子どもができた、保育園、幼稚園はどうだ、学校に行った場合、こういうことがありますという、そのような系統的なものについてのどうなんだという質問だと思っておりますので、我々はこれからのホームページの中にも、そういった考えも取り入れながらやっていかなくちやならないと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） その際、今、町長言ったホームページの編集委員会の話ですけど、ここに成果の概要お配りいただいておりますが、ホームページのアクセス件数見るとね、去年より減っているんですね、現実にはね。中身は私質問してから大変改善されていることは私も認めるんですが、今朝もホームページ開いて見てきましたけど、そうは言ってもまだなかなか不十分な点が多いのでアクセスが増えないんだと思うんですよ。やっぱりホームページのアクセスを増やして、町民の皆さん、あるいは町外にも含めて情報を発信して、川俣町ここにありというふうな形でやっていくためには、やっぱり更新の頻度と、それから情報量の豊かさだと、こう思うんですよ。その編集委員会に職員だけやっているところに私は非常に問題があると思うんですよ。例えば今回、さっきの石河議員も質問しましたが、災害の問題で言えば、宅地関連の災害関連、まあ 80 件からの申請があったと、こういうことで

すけど、ホームページ見てもどこにも載っていないんですよあれはね。結局用紙をもらいに来るのは役場にもらいに来るしかないんですよ、あれは。ホームページダウンロードしてホームページ落とせるかといったら落とせないから、役場に来るしかない。そうすると、大体山間僻地でさっき言ったような災害弱者の人たちが被害を受けているわけですよ。そうすると、たまたま若い人がいて車で来ればいいですけど、おじいちゃん、おばあちゃんしかない家でタクシーで行ったとか、それも1回行ったら用が足せなくて2回も3回も出すまで行ったとかという例があるわけですけども、そういったことを考えると、やっぱり利用者の視点、住民の目線というのが、その編集会議に生かされていないんでないかなと。今日の9月議会の日程も、本会議は議会としか書かれていないんですけど、ホームページ見ると。だから休議の日も載っていないのね。だから、金曜日、町民の人議会をやっているのかなんて来ても、実は休議だということになっているわけですよ今のホームページ見るとね。ですから、その住民の目線というのが足りないので、是非民間の人、地域の代表の方、そういった人を入れて編集会議をやったらいかがかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

ご指摘のような内容の充実については、役場の職員だけでなく、町民の目線を考えればという話だと思いますので、今後検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 是非そうしてあげれば、もっと豊富化した良いホームページになると思いますので、お金のかかる話でもないし、やる気だけの問題ですから、早急に実現をしていただければというふうに思うんです。

あとせっかく私提案して、町長幼児教育のうんぬんかんぬんとまとめてくれたのはいいんですけど、実際のところピンとこないですよ。町外にアピールされていないじゃないですか。過日も同僚議員も何回か質問して、子宮頸がんの無料クーポンですか、あれ全県でやっているのは3か所しかなくて、大玉が全額無料、川俣町がその次に7割助成と、こういうふうになっているわけですよ。そのほか浅川かなやっているのはたぶんね。ああ、違う中島村さんですね。せっかくそういうことをやっても、福島県内で三つしかやっていないんだよ。じゃ、どのぐらいの町民の人知っているんだと。実際、ほとんどの人知らないと思うんですよ。町長なんぼ気合いかけてやったって。じゃ、なんで知らないのか。そこが問題ですよ。なんで知らないのか。そうすると、担当部局でいや広報紙に載せました、いや何やりましたと、こう言ったと思うんですよ。でも、実際知らないということは、広報紙に載せても何に載せても住民には伝わらないということの裏返しでもあるわけですよ。逆の言い方をすると。ということは、読まれていない。読まれていない情報誌、読まれていないホームページでは意味がない、こういうことだと思うんです。ですか

ら、検討しますでなくて、すぐ早急にやってもらえればいいかなと、こういうふう  
に思うんです。あとこれ行政カレンダーなんですけど、担当者としてはうんと考え  
たと思うんだよねこれ。一番後ろのページに川俣町役場の窓口業務との案内とある  
んですよ。これ窓口しか案内していないのね。それもねよく見ると、本庁にある  
窓口しか書いていないんだわ。だから、どこ見ても建設水道課なんというのは出て  
こないでしょ、これよく見ると。ずうっと見ていくとね。だから、役場の案内にな  
っていないですよ、窓口案内となっている。ですから、こういうところがやっぱ  
り住民の目線が抜けているんだと思うんですよ。ですから、早急に改善する点はい  
っぱいあると思うので、こういった具体的な指摘をしましたので、その辺も含めて  
町長の考え方を聞きたいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

今、それぞれの種々の内容等についての話がありました。その点についても十分  
検討を加えて、我々もこれは分かっていたきたいという思いがあります。今、指  
摘ありましたように、子宮頸がんワクチンのやつは県内で3町村でございますので、  
それについてもせっかくやっているんだけれども、どうなんだということについて  
のものは報道されてない。詳しくなっていないということでございますので、該当  
者については漏れなくこれやることにしているんですけども、制度等についての知  
らせるということも大事だと思うんです。それが開かれた町政、先ほど質問されま  
したけれども、そういうことだと思っておりますので、十分その辺も踏まえながら  
行政カレンダーも含めて対応の充実を図っていきたいと思いますので、ご理解を賜  
りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） それで、今のように議論し合うと、町政懇談会も各種委員会も  
座談会も、私はそれは議論が深まるんだろうと思うんですよ。日ごろ町、町長が言  
っていますのは検討しますとか、全くそのとおりでありますので、よく検討させて  
頂きます、で終わっちゃうんですよ。ですから、具体論で議論しあうというのが、  
本当の意味での私は民主政治だと思うんですよ。そういった視点に立って具体的な  
町政の課題について質問しますが、まず、一つ抜かして光風園の民間移譲に賛成す  
る理由と目的で今、町長が言ったのは、いわゆる広域行政に対する国の方針が変わ  
ったので、今の広域行政事務組合の使命は果たしたと。よって、事業をやっている  
緑風園と光風園についてはどうしたらいいかと言ったら、民間移譲して組合解散し  
ましようという方針になったと、こういう説明なんです。私が思うには、養護サ  
ービスを供給、地域として公共体がこれ行政処分ですから養護老人ホームに入るか  
入らないかというのは行政処分ですよ、行政措置ですから。その仕事をどうする  
のかという話と、組合解散するから養護サービスも民間にするんだということとね、  
民間にした方が養護サービスは良くなるから民間に移すんだということでは全く次  
元の違う、出発点の違う話だと思うんですよ。ですから、副管理者たる、そして川

俣町に半世紀にわたって存在する川俣町光風園養護サービスを川俣町の長としてね、組合解散するから民間移譲するんだと、しょうねべしたと、こういう議論は私はおかしいと思うんですよ。組合解散の話と養護サービスの話は連動した話ではないと思うんです、私は。組合なくなるんだからしょうねべした。じゃ昔に戻って一部事務組合作ったっていいじゃないですか、やり方としては。広域行政組合でなくて、昔は福島地方養護老人ホーム組合と言ったんですよ、一部事務組合と言ったんですよ。それが福島広域に移ったわけでしょ。ですから、広域の連携は広域行政そのものがなくすんだと。そのことについては、国もそうしたからしょうがないというのは、これはあり得るかもしれませんが、養護サービスが要らなくなったとはだれも言っていないわけですよ。同僚議員の質問にも町長は、これからますます重要性が高まっていると、こう言っているわけですよ。だったら、民間にするという話と組合解散する話は別だと思うんですが、町長の考えはどうなんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

今回の移譲の方針の決定の経過については、今、質問あったようなことでございまして、国のそのような制度が廃止されることに伴うことであります。それぞれ構成する2市3町でこれを行っているわけでありましたが、そこで今お質しありましたように、行政の責任はどうなんだということだと思っております。そのことについては、この入所判定委員会は、これは各市、町が持っているわけでありまして、その入ることについては、あくまでも行政が責任を持って行うということでありまして、これは何ら変わらないところでございます。ですから、その点は分けて考えたということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 町長ね、ちょっと質問の趣旨分かっていないけど、そうではないんですよ。組合を解散するから養護老人ホームは民間に移譲するんだという連動した考え方、発想そのものに問題があるのではないですかと。組合解散するのは何も使命達したというならば、それは解散したらいいでしょう。けども、養護サービスは必要だということは町長も認めているわけじゃないですか。だから、じゃ組合は解散して経営主体が福島地方広域行政事務組合という経営主体はなくなるけども、じゃどの経営主体を持ってくるのか。川俣町にするのか、一部事務組合を別に作るのかという議論があつてしかるべきではないですか。だから、もうそこは直結して組合解散するから民間移譲だという議論になっているわけじゃないですか。そこにもう一つ考えることが必要なのではないですかと、副管理者としてということを知っているわけですから。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

今、行政組合が解散するからすぐだと。その間には、まあ一部事務組合で周りの方で経営できないのか。また、それぞれの市町が新たな組織の中で公的な面ででき

ないのかという議論は当然してきた経緯があります。しかし、その一部事務組合はもう既に前段に終わって今度行政に入っておりますので、そこにはまだそういう方式にはいかないというようなことが話し出されましたし、新たな組織についても議論はされましたけれども、それぞれの2市3町の中での議論の中では、今、最初に申しあげましたような方法に最終的になったわけではありますが、その間にはいろいろと議論がされたところでございます。ただ、行政の責任が全くなってしまう。この施設は必要だということについては、このような養護老人ホームについては必要だということについては、各市町ともそれは共通な認識に立っております。じゃ、その後運営するためにはどうするんだということで、先ほど来9番議員にも答弁しておりますが、そのような経過を踏まえながら現在の状況になっているということでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 今の町長の答弁だと、そういったことも当然議論したんだという話でしたよね。だとしますと、議論して一部事務組合が解散したからだめなんだという話をしているんだけど、その承継組織を作りますと言ってますよね。組合は解散するんだけど、承継組織は作りますと言ってますね。その承継組織なるものと一部事務組合の性格の違いはなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 現時点で申し上げてありますけれども、一部事務組合につきましては、これは地方自治法の中で認められた制度でございますので、そこまでいかないう組織になるのか、また、責任を持った体制を取るためには、そういった地方自治法上の体制の中に入る、いわゆる一部事務組合的なものになるのかについてのこの調整機関の設置について、そこまでの詰めた考えについてはまだ結論は出ておりませんが、そういう整理機関を設けて、2市3町は引き続き責任を持って対応していくんだということについての話し合いについては進んでいるところでございます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） 簡単に言うと、まだどんな組織に分からないということを行っているわけですよね、法律的に言えばね。そういうことですよね。すると、一部事務組合になるか、そうでない組織になるかというのは、例えば学校給食センター協議会みたいなのはそうですね。一部事務組合ではない、単なる地方公共団体の協議会組織ですと。ですから組合議会はない。組合議会がないということは、住民から選ばれた人間代表制の一步になっている議会というもののチェックが入りませんねと、こういうことになるわけですよね。そういう組織がですよ、じゃ今後、大規模改修して、その緑風園、光風園合わせて3億数千万円と言われる修繕費を支出するに当たって、そこが決定するかのごとく言ってますよね、ずうっとね。先ほどからね。今までの全員協議会での説明、同僚議員に対する質問に対しても、民間移譲後にそのお金を出すと言っているわけですから、じゃどこで決定するのかと言

ったら、その承継組織が決定するんだと思うんですが、そこはどうなんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

ただいまの承継団体の事務の移管についての質問でございますけども、解散後の連絡調整機関ということで、今後、組合の規約を制定しまして、解散後の承継団体ということで、今質問ありましたような今後の施設整備にかかる費用の関係事務、それから団体解散後の決算事務、財産の剰余金との還付事務等を福島市が中心となって事務を行うということで内々には進めているところであります。なお、今後予定されます維持修繕工事につきましては、福島市が竣工検査まで含めた事務手続き、書類の審査等を担うということで、幹事会の中では了承を得ているところでありますので、申し添えます。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そうしますと、1番のすみよし保育園の話で言えば、これは後で質問しますが、その5年間の民間に委託するのに債務負担行為やってくださいよと今議会に出ているわけですね。今の話だと、3億数千万円というお金がこれからかかりますよと、こう言っているのにもかかわらず、どこにも何も諮らないで福島市が事務局になって全部采配を振るって竣工検査から書類の届出からどこでなんぼ払いまで含めて、議会との審議というのはどこにもかからないで、なんだか分からないどうやって決まったのか分からない承継組織が全部決める。こういうことになるんですか、移譲後の大規模改修の費用というのは債務負担か何かで出てくるんですか、議会に対して。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えをいたします。

今後の議会の中で債務負担行為の設定まで含めて議決をもらう手はずになっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、補足しますけども、先ほどの中で関係書類の審査、完了検査、確認検査、補助金の交付に関する必要な事務等については福島市が行うということで、今回の運営事業者の公募要項の中にもはっきりうたっておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1番（高橋道弘君） そういったやり方については、私は納得できないんですけども、そういうふうにするという答弁だから、そういうやるということで、とりあえずは聞いたということにしておきますが、それで町長に聞くんですけども、先ほど来からの議論で光風園の問題についてはずっと議論をしてきているわけですから、3月の全員協議会以降ですね。築33年経って非常に老朽化しているという認識は町長もお持ちだと思いますね。それから、先ほど石河議員も質問しましたが、川俣町には危険地帯がいっぱいあるんですけど、光風園がそのがけ地の危険地帯に建っているというのも町長、認識していますよね、どうでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

あそこに造る際には、川俣町が主体的になってあの場所を選び、そして工事を行ってきた経緯があります。したがいまして、安全を確保したうえで造ったものと我々は理解をしているわけでありますけれども、今、質問ありますように、その後の調査やなんかの中で、がけ地といいますか、危険だということについての指摘が、私、会議の席上で正式には伺っておりませんので、伺っているということにすれば、ここで答弁はあれですけれども、そういうようなことについても具体的には伺っておりませんが、そのような話も聞いております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 要は何を言いたいかというと、近い将来ですよ、改築せざるを得ない施設であるという認識をしないと、川俣町として非常に大きな損失を被るのではないかということを申し上げたいんですよ。近い将来必ず建て直すといったときに、組合は解散しました、民間に移譲しました。でも、あそこは公共サービスでありますから、なくすわけにはいきません。県だって国だって養護老人ホームなくしていいなどという裁定は絶対下しませんよね、先ほどから答弁しているとおり。ですから、養護サービスは確保しなくちゃいけない。確保するんだけど、もう何もないから川俣町だけがやるしかないんじゃないですかという状態になったら、一番財政的に負担を被るのは川俣町じゃないですか、川俣町の町民になるわけですよ。ですから、その認識がとおりか否かということと、先程来、言っている承継組織なるものは、未来永劫ずっと残るんですか。川俣光風園という養護サービスね、緑風園も含めて、養護サービスがある限りは、その承継組織はずっと永久に残るものなのか確認しておきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

まず、1 点、前段でありますけれども、今、私、改修についてそういうことが危惧されております。ですから、私はこの改修は、今回の先ほど 9 番議員に答弁申し上げましたけれども、基金の中でしっかりとやるべきだと、やってからだということとは、これは私だけじゃなくて所在する町については同じ考えであります。

あと、もう 1 点でありますけれども、その後、いろいろ出た場合に、例えばじゃ川俣町土地も安いと、みんなやるから前のおりしてくれといった場合に、みんななくなって、どこも拠り所がないとなった場合には、すべて今度は川俣に来るんじゃないのかと、私はそう思ってます。ですから、そういうことにならないように、やはりあくまでも当初行った 1 市 9 町で始まった事業であります。合併後は 2 市 3 町になりましたけれども、しかし、そのことについてはしっかりと継続していくことが、責任を持った対策で継続していくことが私は大事であると思っていますし、そうしないと川俣町にとりましても、今、未来永劫どうなるんだという質問でございまして、先々単独でとなってしまう場合には、そういうことが心配され

ると私自身も思っております。したがって、そうならないように、今回の移譲については、我々は内容を詰めていかなくちやならないと、そんな考えて今おりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 答弁漏れ。組織はずうっと残るのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（佐藤真寿夫君） 質問にお答えいたします。

承継組織の存続期間というお質しですが、ただいま町長からも答弁ありましたように、今後、協議の中で決定をしてみたいと思いますが、長期間継続できますように働きかけをしてみたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） そういう同じ気持ちでやるんだということは理解したんだけど、常識的に考えれば、先ほど課長が言ったとおり決算事務やって財産分与してやっていくために福島市としては造りたいだけの話でしょうから、ずうっと残るなどということはちょっと考えられませんね、常識的に考えれば。だってずうっと残るんだとすれば、一番最初私が言ったように、一部事務組合作るとか何かするわけじゃないですか。ずうっと残す気がないから暫定的な承継組織でやりたいというのが事務局の考え方だと私は思うので、その辺り町長、丸め込まれないように、是非ここで答弁したとおりできるようにお願いしたいんですが、それと町長、これ確認したいんだけど、基金を使って私はやらせるんだと、こういうふうに9 番議員にも答弁しましたね。私の答弁にも今したわけですが、その基金を使ってやらせるということは、大規模改築、新しく全部造るということも含めて検討することなのか、大規模改修の話だけをしていることなのか、そこを確認したいんですが。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 現時点で、先ほど答弁の中で耐震改修については、これはやることがないという認識に立ったという1 市3 町の診断の結果の判断でございます。したがって、そのほか先ほどいろいろと改修工事の話が出されておりますが、それらについてはしっかりと改修、修繕をしてから対応するんだと。そのための費用は新たに求めるんじゃないくて、今の基金の中でそれはやるべきだというようなことの話を現時点ではしております。現時点での話で答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） そうしますと、改築ではなくて大規模改修のお金を基金を使ってやれということを町長は主張していると。あるいは主張したいというお話だと思うんですが、ただ矛盾が町長答弁あるのですね。だってこの組合で出している公募要綱によれば、8 ページに書かれているんだけど、整備修繕施工期間は3 か年以内で施工することと書かれているんですよ。だから、移譲後やりますと言っているんですよ、今の事務局は。そうすると、町長は基金使ってやりますというわけじゃないですか。それでも、今の予定では来年の3 月3 0 日で組合解散して、基金は分配

して解散しますよと。みんな元に戻しますよと、こう言っているわけですよね。だったら工事やるときに基金の金はどこにもないじゃないですか。それはどうやって担保するんですか、町長。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

改修の基金を新たに負担するんじゃなくて、現在の基金の中で、それは改修費用に充てるべきだというようなことを申し上げていることですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） そうしますとね、私から言わせてもらえれば、焦って来年の3月30日に解散だなんて言わないで、何も改修工事全部終わってからじゃ解散という手続きしたって、今、町長言ったことの矛盾はなくなるわけじゃないですか。だから、町長の思いは分かったけど、現実には広域行政事務組合の管理者さんと事務局で考えていることと町長の思いにはずれがあるんじゃないかというか、まるっきり違うんじゃないかと私は思うんですけど、そこを町長は頑張っていて、いや川俣町のためにやるんだと、こういうことでよろしいんですよね。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） ちょっと熱くなってますけども、今のようなことで、私ちょっと話が思いだけが先走った感じがありますが、一旦返すということの話が今、進んでいるということです。ただ、私は返すんであっても、それは担保した返し方でないとだめだと。ということは、負担するものをしっかりと負担する額でないとだめですよということで、その話をしているということですので、先ほどの返すまいという話でなくて、今進んでいることについての理解について訂正をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 町長の思いはそれでいいんだけど、現実的に地方自治法に基づいて、一つの公共団体が解散をして解散事務をやっていくという中身の中で、もともと基金は25億円あると言われておりますけれども、町長ご承知のとおり、養護老人ホームのために基金を造成したわけではもともとないわけですから、ですから町長の思いを本当に具現化しようということであればですよ、今持っている広域行政事務組合の基金条例を改正して、まずは解散前に基金条例を改正して、養護老人ホームの大規模修繕のためにこれだけ充当するということをきちっと構成市町で議決する必要があるわけですよ。そういったご主張を今後、管理者会議等でやって、町長の思いをきちっと制度化して、担保化していくという考えでよろしいんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

9 番議員にも答弁申し上げましたが、広域行政組合の基金は養護老人ホームだけじゃないわけでありまして。ですから、養護老人ホームにかかるものについては、それは今回の改修に使うべきだということでありまして。それらは2市3町で構成しているわけですが、福島市、伊達市、川俣、桑折、国見であります。所在するのは川俣町と桑折であります。ですから、桑折の方との調整もしながら、そのような話をしてきた経過もございますので、改めてまたその改修費用が困るということになったりしないようにしないと、受ける方でもこれは大変でしょうということもございます。ですから、その辺をしっかりと担保することについては、我々もまた会議の中で確認していきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 町長の基金はいろいろあるわけじゃなくて、ずうっと議論しているのは25億円の話であって、今、町長が言った基金は財政調整基金の話だから、町長言っているのは今の財政調整基金の話で、今まで養護の人たちが頑張って貯めてきたお金の話じゃないですか。そんなの養護のために使うのは当たり前の話、そんなことはね、当然。養護の人たちが作ったお金なんだから。今、我々議会でずうっと議論しているのは、25億円の基本財産のところをどうするのかということを行っているわけですから、そこは町長さっき言ったような気持ちで是非管理者会議で頑張っていたきたいなと、こういうふうに思うんですが、それで5分しかないので具体論聞きますけど、職員の配置の問題ね、例えば全部採用されるように頑張るとこういう話なんだけど、現実に例えば民間移譲した際、これ教育長もよく聞いておいてもらいたいんだけど、すみよしの話も同じことですから、例えば民間移譲した際、川俣ホームさん見てくださいと、済生会さん見てくださいと、片方はメンホース入って、片方はシダックス入っているわけじゃないですか。直営でやっていないわけですよ。だったら厨房職員というのは、民間移譲もどこで働けと言ったって、そこはシダックスだ、メンホースだって業務委託したらですよ。職員は行くところないじゃないですか、その辺はどう考えているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 先ほど職員の後のことだと思っておりますけれども、それぞれの今度新たに受けたところで新たな対応となるわけでありまして、それについては希望する方についてはしっかりと受け入れていただくというような話について要望していくということでございますので、今、話ありましたように、対応の仕方です。いろいろ出てきた場合には、そういう中で調整をさせていただくということについてのまた申し入れもしていかなくちゃならないと思っています。とにかく今、働いている方々がいろいろ要望出されております。そういったことには真摯に受け止めて対応していくのが、今回の移譲する際の一番大きな問題点の対応だと思っておりますので、十分心して対応していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） もうほとんど時間がないと思いますのであれですけど、要は一  
番最初のところに戻るんだけど、みんなが参加したり参画したりして決定しましょ  
うというのは、こういうことだと思うんですよ。具体論一つひとつ詰めなかったら  
ば、だれも参加できないし、参画できないですよ。ですから、光風園の問題にして  
言えば、必然的に改修の時期が来る。それも目に迫った話だと。職員の配置の問題  
だって今、厨房の問題が出ましたけど、じゃ具体論としてどこで働くのかと。本当  
に働くところないわけですよ。そして、例えば本当に任命権者として、雇用権者と  
して責任ある対応をとするするならば、例えば社会保険庁が年金保険機構に変わっ  
たじゃないですか。あのときに社会保険機構に採用されなかった職員はどこに行き  
ました。厚生労働省の職員になったわけじゃないですか。それは閣議決定で、公務  
員の首は勝手になんぼ整理退職とは言え、勝手に、はい、クビですよというわけに  
はいかないということを言っているわけですよ。それは閣議決定している話ですよ。  
それは自民党時代から決まっている話。それをじゃ今、管理者会議の方ではやろう  
とするのかしないのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁申し上げます。

職員の対応につきましては、管理者会議の前段の段階でこれから新たにじゃなく  
て、新たな方法で対応してもらおうということについての考え方が出されております  
ので、我々も管理者会議の中での対応について真摯に受け止めて、また、真剣な対  
応をしていきたいとそのような現状でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 高橋道弘君。

○1 番（高橋道弘君） 積み残した問題もいっぱいありますけれども、是非答弁した中  
身については真摯に実行していただきまして、なお、すみよし保育園のことは、光  
風園でこれだけ準備してきてもこれだけの問題があるわけですから、昨日今日まと  
めたものをポッと出して債務負担やって、あと決めたらばやるんだなどというわけ  
にはいかない。もっとやっぱり慎重な資料なり対案を示していただきたいというこ  
とを申し上げて質問を終わります。ありがとうございました。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は午後 2 時 4 0 分といたします。

（午後 2 時 2 5 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。

（午後 2 時 4 0 分）

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 引き続き一般質問を行います。

6 番議員 齋藤博美君の登壇を求めます。齋藤博美君。

○6 番（齋藤博美君） 6 番 齋藤博美であります。通告しました 5 点について、当局  
に質します。私が通告した日より 1 1 日過ぎております。よって、分かりやすい簡

潔な明瞭な答弁を期待するところであります。

1点、21年度の主要施策は、経済雇用対策、少子高齢化への対応、教育環境の整備、町道路線の整備であったと認識するところであります。この中で成果が見えない、また感じられない施策は、経済雇用対策であったと私は思うのであります。雇用事情がますます厳しくなると予想されます。住民生活に大きな不安、元気が出ない町になってしまうような重大な問題ととらえるところであります。そこで、基金を使ってでも対策を打つべきであると思うが伺います。

2点、みんなでつくるまちづくり事業についてであります。新たに作成される第5次振興計画を精査すると、役割分担として住民協働、行政とあります。細部を見れば、事業はほとんど住民協働で行われる部分がほとんどであります。そこで、みんなでつくるまちづくり事業は18年に施行されましたが、20年に1回、21年度の2回と実行件数が極めて少ないのであります。このことを当局はどのように認識するか伺います。

3点、地区民はもとより町民待望の羽山の森美術館が来月10月に開設となります。当町には他町にない歴史と文化があります。江戸時代末期より明治、大正、昭和初期までの繁栄は、県内第一であったろうと私は思っております。このことにより、すばらしい美術作品が町民の目にふれることなく眠っているのではと考えられます。きっと町民が誇れるものを展示されるものと確信します。教育の面からも見れば、子どもが成長していくうえで、最も大事な感性を伸ばすこと、また、夢を持たせることに、美術館は大きな意味があると考えます。そこで、美術館には専門知識のある学芸員を置く必要があると考えます。この任に広く公募すべきと思うが伺います。

4点、4月に実施された全国学力テストに、当町は参加したと承知しています。4回目となる今回は抽出校で行われ、ほかは自由参加でありました。私は、教育には競争があって良いと考えます。社会に出れば、すべてが競争の現場であります。したがって、自分の力を知るためのテストは、当然行うべきであると考えます。今回の成績結果は、本県の小学生6年、中学生3年、8科目のうち7科目で全国平均を下回ったと承知します。この結果に対して町長の見解を伺います。

5点、町長は2期目スタートの所信表明で述べたことは、人づくりはまちづくりの考えの下、5つの柱を掲げました。すなわち5つとは、一つ、安心して子育てができる子どもが増えるまちづくり。2、高齢者と障害者が安心して暮らせるまちづくり。3、歴史ある川俣の個性と地域力のあるまちづくり。4、若者に夢ある職場の確保と産業の振興。5、行財政改革による高品質な行政サービスのまちづくりと述べております。任期あと2か月の今日、この所信表明に対しての町長の今の思いを伺い、質問とします。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁をいたします。

第1点目、21年度主要施策の成果をどう認識するのかとのご質問でございます

が、一昨年のサブプライムローン問題から世界同時経済不況が始まり、昨年のドバイショック、今年の円高など、日本経済が上向きになりかけたところを次々と新たな課題が噴出し、なかなか経済及び雇用情勢が立ち直れない状況が続いているところでありまして、当町におきましても同じ状況となっていると認識をしております。平成21年度は、地域活性化・生活対策臨時交付金における繰越事業、地域活性化・経済危機対策臨時交付金、地域活性化・公共投資臨時交付金、そして地域活性化・きめ細かな臨時交付金を活用した事業による地域の経済雇用対策をはじめ、県の緊急雇用創出基金事業を活用した事業の推進による雇用の確保、プレミアム付商品券に対する助成、中心市街地イルミネーション事業への補助など、地域商業などの振興及び活性化を図るとともに、景気の後退による中小企業の資金需要にこたえるため、中小企業経営合理化資金、融資制度利子補給、そして日本政策金融公庫、資金利子補給などを実施したところでございます。平成21年度は川俣中学校の耐震事業等の公共事業をはじめ、総額16億円の大型補正予算を組み、緊急雇用、経済対策にあたってきたところでございまして、大きな効果があったものと認識をしているところでございます。ご質問の経済雇用対策につきましても、国、県、の対策と合わせ、状況を見極めながら対応策を行ってまいりたいと考えております。

次に、第2点目、みんなでつくるまちづくり事業の実施件数が少ないが、このことに対する当局の認識は、についてのご質問でございしますが、平成21年度の実績につきましては、栗和田地区再生協議会及び福沢西方行政区から提出されたまちづくり計画が認定され、実施したところでございます。具体的には、栗和田地区再生協議会につきましては、伝統行事等を通して地域内の人間性豊かなコミュニティづくりを図ることを活動目的として、盆踊りの保存継承活動及び地区住民との交流事業を実施しております。また、福沢西方行政区につきましては、伝統行事の継承や公園づくりによる地域住民の協働精神の涵養を活動目的とし、墓地周辺の公園化及び盆踊りの保存継承活動を実施しております。今年度につきましては、川俣南自治会第1行政区から情報の共有化とコミュニケーションの充実により、地区住民の連帯、融和などを図ることを活動目的として、仁井町会館敷地に多目的拡声を設置し、地区住民への統一的な情報伝達を行うほか、各種行事等にも活用するまちづくり計画が提出され、現在、まちづくり委員会で協議をしているところでございます。また、山木屋4行政区からは本事業の活用に向けて、秋葉森山地内にある樹齢推定500年の桜の木周辺の遊休農地を地区住民の憩いの広場として整備し、活用するというまちづくり計画が提出される予定となっております。本事業の実施件数につきましては確かに少ないかもしれませんが、本事業の目的及び趣旨につきましては、徐々にではありますが、町民に浸透してきているのではないかと考えております。本事業を活用した地区におきましては、地域コミュニティの醸成と地区の特性を生かしながら、個性豊かな魅力ある地域づくりが推進されていると思っております。今後も引き続き本事業をご活用いただき、地域づくりを進めていただけますよう、啓発に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、第5点目、2か月を残し、町長の行政執行権者としての所見は、についてのご質問でございますが、私は、4年前の町長選挙で、皆様方の厚いご支持、ご支援をいただき、川俣町長として2期目の町政を託されました。思い起こせば、合併特例法による国主導の合併が推進される中で、合併を模索するための伊達9町での話し合いの場からの離脱、住民発議による福島市・川俣町・飯野町合併協議会の設立を経て、私は町民の皆様の多くの声に耳を傾けながら、自立の町づくりを選択いたしました。2期目においては、引き続き、「町づくりは人づくり」の考えの下、次の5つの点をまちづくりの柱として掲げました。第1点目は、安心して子育てができ、元気な子供が増える町づくり。第2点目は、高齢者と障害者が安心して暮らせるまちづくり。第3点目は、歴史ある川俣の個性と地域力のあるまちづくり。第4点目は、若者に夢のある職場の確保と産業の振興。笑顔と仕事のある元気なまちづくり。そして第5点目には、行財政改革による高品質な行政サービスのあるまちづくりを掲げました。川俣町が自立し、町民総参加によるまちづくりを進めるために、そして、所信表明で掲げた5つの柱の実現に向け、みんなでつくるまちづくり計画の策定に取り組みしました。この計画の策定に当たりましては、民間委員15名で構成される川俣町自立計画策定委員会を設置し、庁内に自立計画策定本部会議を組織し、町民の目線に立った検討、協議を進め、計画原案の作成段階においても、まちづくりアンケート調査、町政懇談会、町民意見提出制度、出前講座などにより、町民の皆様の意向を幅広く取り入れながら策定したところでございます。本計画は、「人が元気、地域が元気なまち」を実現するため、「活気あふれる商業のあるまちづくり」、「快適で潤いある、住み心地よいまちづくり」、「誰もが安心して暮らせるまちづくり」の三つをまちづくりの方向性とし、農業体験交流とイベント交流の推進事業、地域づくりの推進事業、かわまた教育推進プランの拡充など12の重点事業を定め、計画の進行管理要綱に基づき、事業担当課長に対し、四半期ごとに区分した重点事業執行計画表の作成による執行状況の報告を求めながら、執行状況の的確な把握に努めているところでございます。今般、今年度の第1四半期の執行状況はおおむね順調に進んでいるところでございます。今後とも重点事業の執行状況の的確な把握に努めながら、残された期間、全力を傾注して、町政の円滑な執行に努めてまいりたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） 次に、第3点目、羽山の森美術館の学芸員は、公募すべきではないかとのご質問でございますが、今般、福沢地区の皆様の熱い思いと関係者のご協力によりまして、川俣町羽山の森美術館が近々完成の運びとなりましたことは誠に喜ばしい限りであり、これまでご指導を賜りました町議会議員の皆様方に対し、心から感謝を申し上げます。ご質問にございますように、本町には他の市町村にはない歴史と文化が引き継がれ、今日に至っております。中でも本町にゆかりのある画家の手による郷土川俣を題材といたしました絵画や油絵等は、当時の川俣町の歴史と生活様式を物語る貴重な作品でございます。これらの絵画を町民の皆様をはじ

め、県内外の多くの皆様に公開し、鑑賞していただくことは、福沢地区にとりましても、また、本町にとりましても大変意義深いことと考えております。更に、今後、郷土川俣町を担う多くの子ども達にとりましては、絵画鑑賞を通して豊かな感性を育み、川俣町の歴史を学ぼううえでも、極めて大切な教育の機会と場を提供してくれるものと期待をいたしております。羽山の森美術館の運営につきましては、町教育委員会が直接管理運営いたすものでございますが、館の日常的な運營業務につきましては、地元福沢地区の美術館運営協力会が行うほか、美術作品の収集及び保管、そして展示のほかに作品にかかる調査研究等につきましては、全面的に川俣美術会員の皆様のご協力により運営することといたしております。したがいまして、ご質問の学芸員の設置につきましては、川俣美術会員の皆様をはじめ、協力会の皆様との共同による館内案内等による運営をいたしてまいる考えでございますので、ご理解をお願いいたしたいと存じます。

次に、第4点目の全国学力テストでの小学校6年生、中学3年生の結果に対する見解はのご質問でございますが、全国学力テストの目的は言うまでもなく、教育基本法及び学校教育法に定められているわが国の義務教育の教育水準が、しっかりと保たれているかどうかを推し量るために実施されるものでございます。また、学力テストは、日頃学校や家庭において、学習を重ねた成果を確認するとともに、学力テストを通して、児童生徒一人ひとりが抜きつ抜かれつ切磋琢磨することに意義があるのでございまして、このテスト等によって培われる向上心や競争心こそが、競争原理を原則とする、いわゆる一般社会において役立つことは、お質しのとおりでございます。本年度の全国学力、学習状況調査は、去る4月20日に実施されましたが、本町におきましては、小学校2校、中学校1校が文部科学省の抽出校の指定を受け、実施いたしたところでございます。町教育委員会といたしましては、本町の学力の実態を全国と比較するために、抽出校以外の残り5校につきましても、文部科学省の協力を得て、学力テストを実施したところでございます。文部科学省におきましては、本調査の結果を公表することは、学校の序列化や過度な競争心をあおる結果、公教育を歪めることにも発展しかねない要素を含んでいることから、個別の公表はしないと定めておりますので、今般4月に行われました学力テストの本町の結果につきましては、その概要についてのみご答弁を申し上げます。さて、本町における学力調査の結果に対する見解でございますが、まず、小学校につきましては、すべての教科につきまして全国平均を上回っている学校もあれば、すべての教科で下回ってしまった学校もございまして、総じてやや全国より低くは、県平均並みの結果となった次第でございます。一方、中学校におきましても、全国平均より高い学校もございまして、低い学校もございまして、これは、本町に2校間の規模の違いから、これを平均して考察することは妥当性にかけるものと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。なお、本町の子ども達の学力は、総じて知識を主とする問題に関しましては、ほぼ全国並みの力を有しております。しかし、応用、活用を主とする問題においては、課題を残した結果となりました。また、本町におけ

る読書活動については、読書プラン等の推進によりまして、小、中学校いずれにおいても、読書量は全国平均を上回っておりますが、新学習指導要領が今後求めます言語活動の充実につきましては、文章の意味を説明したり、その根拠を明らかにして記述するという力が、やや劣っていることが明白になりました。したがって、今後、一層日ごろの授業改善がなされるように、小、中学校に対し、指導の強化を図ってまいりたい所存でございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） それでは、細部について質していきたいと思います。

まず、1点、雇用対策に対してなんですが、最近、福島県で新しい企業なんですが、国の方での事業に福島県がいち早く手を挙げたということなんですが、どういう事業かと言うと、データセンター建設ということなんです。このデータセンターというのは企業、官公庁のものすごい膨大な量、これを処理するセンターですね。これは福島県はご承知のとおり、関東首都圏に近い、また、地震に強い、台風の影響もないということで、福島県はちょっと優位ではないかと判断したわけなんです。それで福島県が認定されれば私は川俣も手を挙げるべきだと、私はそう考えております。どういうそれに対して補助金があるんですね。どういふお金かと言いますと、ちょっと23文字もあって長いんですが、原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業補助金であります。これは今までは浜通の原子力の近くの市町村だったんですが、今度県では全県にこの助成金を広げるということでございます。こういうことでございますので、この事業がどういふデータセンターとはどういふ内容のものかということをやっと詳しく話してみたいと思います。電気量がものすごく使うんですね。それでですね、できれば数百億円の投資規模になる。また、関連産業もかなり期待できる。こういう大きな事業なんですが、早く私は手を挙げて、たぶん県は認定されると思いますので、早く手を挙げて川俣町もその体制を整えるべきだと思うんですが、考えを伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁をいたします。

データセンターの誘致につきましては、昨年、私も東京の県の東京事務所の方で話をしてきたところでございますけれども、電力も使うということでございまして、町内における高圧の電力の状況についても調査を済ませたところでございます。また、ただご存じのように川俣町にすぐに使える団地ということについては、西部工業団地、新助館の調査をしておりますが、そこが終われば今度は全部工業団地として使えるようになりますけれども、まだ、残念ながらさら地にはなっておりませんので、山のままであります。そういったこともあるんでありますけれども、このようなデータセンターについては、現在、話題が出る前でありまして、その話をしてきた経緯がございまして。投資金額は大きいんですが、雇用については数百人規模にはならないということでありますが、しかし、50人であれ70人であれ、やれば私は大きな力になるんじゃないかと思ひまして、そのようなこと

をお話し合いをしてきた経過がございましたので、今般、新聞の方に先週ですか、出されたわけでありすけれども、また、新たな形で国の認定を受け、県がこれを進めるというようなことでありましたので、前にそのような話はございませんでしたので、改めて確認をしながらその上京をして、町といたしましても川俣町は電源地域の隣接地になっておるわけでありすから、そういった意味でも情報をいただいて働きかけをしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 今、答弁にあったとおり、私も西部工業団地ですか、新助館ですか、あの地域を大体工業団地をあれして質問したんですが、あそこなれば国道又は高速道路まで15分くらいでしょう。ものすごく道路の便も良くなるし、早く当然そういうことが見えてきたら素早く対応すべきだと思っております。

それでは、次の質問に移ります。みんなでつくるまちづくりなんです、18年に条例執行されたんですが、私が言ったとおり、件数が非常に少ない。今、町長の答弁であります、今年も2件ですか。これをまちづくり条例をよく精査してみると、なんかこう使い勝手が悪いとか難しい、なかなか使われにくいというんですか、利用しにくいということあるのではないかとこう思うわけでございます。今年も300万円ですか、これ予算はあるんですが、私はこれはこれとしてまちづくり、まあほかの他町でもやっているんですが、例えばこの第5次振興計画にも載っておるんですが、公助、共助という、最後は公助になるんですが、この共助というようなことを考えて、地区民が費用を出し合って自分らの地区は自分らで良くしていくんだということで100万円ぐらいの各自治体、まあ14ですから1,400万円ぐらいですね、100万円ぐらい自由に地方主権とか地方分権とか言っている国でもやっているんですが、自由に使えるお金、そうすれば各地区で知恵を出し合って共助、そういうことで公助を使わないで大きな事業ができるのではないかと、こう思うのであります。これは本当に全国的に見ますと、こういう例は多くあるんですね。それで自分たちの力でこの地域を良くする。例えばこの1,400万円というのはどのくらいの数字かと言いますと、道路を造るのに1メートル大体8万円ぐらいかかるんですね。大体そうすると180メートルぐらいでこの1,400万円ぐらいという金は使えるんですね、単純計算すると。私は絶対やってみるべき、みんなでつくるまちづくり、これは絶対値すると思うんですが、各自治体に100万円ずつ自由に使えると、どうですか町長、答弁してください。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 答弁いたします。

まちづくり条例につきましては、先ほど答弁申し上げましたが、福沢地区2地区でやりました。私も伺っておりますけれども、大変有効に使っていただいております。これは皆さんが主体的にやっております。これは自分たちが考えて、こういう事業をやりたいということで申し立てしております、住民参加、住民参画というようなことでありますけれども、参画型の自分たちで考え、それは町は町民の皆

さんが入った委員会の中で認めてもらって、町が単独でその良い悪いを判断するのではなくて、町民の皆さんが入った委員会の中で認定をしていただいたものについては町民でやっていくというようなことでやっておりますので、自助、公助、共助とありますけれども、共助というよりも自助みたいなのところも私は強く持っている制度の使い方だなと思っております。そういった意味では、今般も二つの事案が出されているわけでありまして、数は少ないかもしれませんが、私は内容はかなり大きなものがあると思っていますところでございます。それが各地区に広まっていけるように、これからも取り組み方については進めたいと思っております。また、質問にあります各地区に100万円ずつをやって、その主体的なまちづくりをやらどうかという質問でございすけれども、それらについても現在、14自治会があるわけでありまして、自治会がちょっと厳しくなったところもあるわけでありすけれども、この自治会の中でもいろんな会費を取ってやったりいろんな工夫をしながらやっておられます。そういった中で質問のことにつきましても、今後の自治会会議等も持っておりますので、そういう中に話題も出しながら、この制度等について協議をし、できれば私もどんどん使って、そのようなことで地域の活力につながれば大変良いことであるから、取り組んでいくことについては前向きに考えたいと思っていますところでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） ちょっと質問に抜けた点があるんですが、この事業をやることによって、4自治区に職員の配置というんですが、この地区に専門に職員を配置すると、こういうことに職員の力も相当発揮できるのではないかと。あの制度を作っても、職員をいろんなそういうことを使えば、法律的なことだのあらゆる力になろうと思って当然やるべきだなと思ったもので考えたわけなんです、それをちょっと抜けました。

3番目なんです、美術館に関してでございます。絵画のほかに展示は何を考えているんでしょうか。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁いたします。

絵画のほかに書道とか、あるいはパッチワークとか写真、そういうものを考えておるところでございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 川俣町にはこういう帯のあれなんです、美術の組織としてしのめ会というのがあるんですね、これはどのような会であるかお尋ねします。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問にお答えします。

ちょっと今、分からなかったので調べますので。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 町内の絵画、美術品はちょっと収集することは可能だと思うん

ですが、町外、県外、これ外にもあると思うんですが、この収集の方法ですね、どういうことを考えているのか。

○議長（佐藤喜三郎君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） ご質問に答弁いたしたいと思います。

県外等の絵画等の収集方法でございますが、これにつきましては現在、収集中でありますけれども、電話等、あるいは川俣美術の方々から連絡をいたしまして、あるいはこちらから文書を差し上げて、寄附、あるいは展示のお願いを現在しているところであります。以前にこうしたものはトラックを差し向けて絵画を収集に行ったり、今後考えておりますのは、宅配便等を利用しながら収集に努めるということ、今現在考えているところでございます。

以上答弁とさせていただきます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 収集の方法としていろいろあろうと思うんですが、公共施設にいろいろパンフレットを配って寄附採納というんですが、何とか見せてください、お借りしてくださいとかいろいろ方法があると思うんです。特に東京会とかありますね、そういう学校のOBとかいろいろ全国にあると思うんですが、そういうところに広報紙がたぶん配られるところあると思うんですね。そういうところにでも載せて出したらいかかかなと考えておりますので、参考にさせていただきたいと思います。それでもう一度確認したいんですが、やはり美術品、絵画いろいろとあると、ただ見てくださいと言うよりは、多少なりとも知識のある教育長の話では、たぶんそういう人がいるから、そういうふうに共同であれするんだと言ったと思うんですが、私は結構資格を持っている人がいるんでないかと思う。この頼み方も毎日ではなくて、何かイベントがあるときに頼むとかいろいろ方法はあると思うんですが、もう一度答弁お願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

先ほど課長が答弁いたしました、現在、川俣町にゆかりのある作家の美術品等は、かなり点数的に集まってきております。現在、先ほど議員ご指摘のように、現在は手紙をもとに川俣にゆかりのある作家の作品を持っておられる、そういう方々を紹介していただきましたので、現在、お手紙を配付いたしまして、町長名でお願いをし、また、収集中でございます。更には町内の方々が所有しております有名な作品等も寄附されておりますので、正にすばらしい絵画作品が展示されるものと私は期待しております。ところで、議員ただいまご質問なさいました学芸員の問題でございますが、実は川俣美術の方々と生涯学習課、私どもも入りまして、今後のオープンに向けた計画書を作成中でございますが、川俣美術の代表の方々とお話し合いをしまして、作品の作者の名前と経歴、あるいは作品の背景等については、今、パソコンでプログラム中でございまして、紹介も含めた、絵の下に紹介も含めた文書等を今、作成中でございます。これが出来上がり次第、福沢の協力会の皆様方全

員参加いただきまして、講習会を5日間程度開きまして、案内の手順とか方法等について研修会を開く予定となっております。その講師は川俣美術の方々がされるわけではありますが、ただ、私もちょっと議員にご答弁しづらい部分もありましたが、町の職員の中には学芸員の資格を持っている者、若い職員でおりますので、今後、それらの活用等についても積極的に考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） それでは、次の質問をしたいと思います。全国のテストの結果についてであります、このテスト採点するのに1人当たり1,000円～1,500円ぐらいかかるんですね。今、小6と中3の児童数はたぶん200人くらいかなと思うんですが、あっ、300人ぐらいだと思うんですが、そうすると30万円ぐらいかかるんですね、大体費用をあれしてみると。私、予算をよく精査して見たんですが、学校のあれでこういうところの支出はないんですね。各学校ではちょっとこの予算が少なくて厳しい状態だろうと思うんですが、この金はどのようなことでしているんですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 教育長。

○教育長（神田 紀君） ご答弁申し上げます。

議員ご指摘のとおり、本町におきましては採点のための、いわゆる採点処理のための予算の計上はございません。これは本県におきまして予算化をしたのはたった1市でございまして、本県内でも予算化している学校はございません。1市しかございません。また、今回、受験をしなかった学校も3割ほど福島県でございます。そういう状況で、本町では誠に恐縮であります、学校の教員総出で採点処理をいたし、全国との平均値を出した。こういう作業を実施して報告をいただいたということでございます。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 私たちは、議員の立場でいろいろ所轄研修ということで視察に出るんですが、これですね結果を見ると連続して秋田県が1位なんですね。2位が福井県。これは2年、3年連続なんですね。どうですか、これ私は一番いろいろ議論しても、どうしてこれだけ成績が上がるのか、いろんな好評、考察もあるんですが、私は百聞は一見にしかずで、現地視察が私は一番だと思うんです。どうですか町長、この秋田県に一番近いんですから、まさか福井では遠いんですから、この指導者を研修に出すという考えはありませんか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 6番 齋藤博美議員の質問に答弁をいたします。

秋田県が連続して一番になっております。秋田県の去年、大玉村でお会いした町長さんがおりますけども、是非今度来て見てくださいということでございますが、教育長にもその話はしてありますので、教育委員会として対応する場合には、町としても予算措置をしながら、視察については支援をしていきたいと思っております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 今の答弁を守っていただきたいと思います。よろしくお願いします。

5番目、最後でございます。町の政治家のトップは町長であります。私は政治家で最も強く求められるのは、勇気と奮起であると私はいつも胸に刻んでおります。

町長は執行権者として、もっともっと勇気を出して決断をし、事に当たってもらいたいと考えております。このことに対して最後に町長の所見を伺います。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 齋藤博美議員の質問に答弁いたします。

本当に皆さんからの元気、勇気をいただいて、私もそれ以上の勇気と元気をもっていろんな諸事業に毅然とした対応で臨んでいきたい、そのように考えております。

以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 齋藤博美君。

○6番（齋藤博美君） 町長は、何年も何十年もできなかった学校給食達成したのでありますので、強い意志と決断で行政を執行していただきたいと思います。終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） 次に、14番議員 遠藤宗弘君の登壇を求めます。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 14番 遠藤宗弘でございます。私は日本共産党や共産党後援会に寄せられた声の中から、大きく2点について当局の考え方を質してまいりたいと思うわけであります。今、国民は円高が進む中で、下請け単価が下げられるのではないかと、米価が暴落して不況がますます進むのではないかと心配している中で、民主党の代表選挙がやられています。民主党が政権党として、参議院選挙で国民から厳しい審判をどう受け止めて、暮らし、経済、外交が国民が抱えている閉塞感をどう打開していくのかが問われている。しかし、両氏とも軍事費や大企業、大資産家優遇という二つの聖域にメスを入れる姿勢は全く見られないというのが、今の現状だと思います。日本共産党は、大企業応援の政治から暮らし最優先の政治へ転換し、安定した経済成長を実現してこそ、財政危機を打開する道が開かれるんだということを一貫して主張してきているものであります。こういう立場から私たちは、まず、暮らしの問題について大きく2点について当局の考え方を質したいと思うわけであります。

第1点は、浄化槽管理料の引き下げによって、排水対策の強化を進められないかという問題であります。川俣町生活排水対策調整会議要綱が定められているわけですが、一つには、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に規定する一般廃棄物処理計画のうち、生活排水対策にかかわる事項。二つ目として、水質汚濁防止法第14条の7、8の生活排水対策推進計画の策定及び推進に関する事項が協議されるということになっているわけですが、具体的にはどのようにこの生活

排水対策が進んでいるのかということについて、当局の考え方をまず、質したいと思います。合併浄化槽は、今、維持管理が非常に多額になっております。このままでは町全体に普及を広めるということが大変になるのではないかと考えます。維持管理費を大幅に引き下げる方針を打ち出すべきと考えているわけですが、町当局としては、これらについてどのような考え方をお持ちなのかを質したいと思うわけがあります。ちなみに今、この生活排水対策の最も効果的な方法として下水道の整備が進められているわけですが、下水道整備を行っている地域は、平均的には大体水道料金の倍の負担がかかるというのが普通なんです、合併浄化槽の設置ということになると、その数倍の負担がかかってくるというのが今の現状だと思うんです。例えば今、し尿汲み取りなんかの問題で見ますと、月2人世帯だと960円ぐらい。年で1万1,500円ぐらいでし尿のままだと処理が終わるわけですが、合併浄化槽だと契約しただけで大体4万3,000円以上の処理量が黙ってかかってくるわけですね。こういうふうな大きな負担の差が出てくるという中では、今、生活がなかなか大変になってきているという中であって、合併浄化槽の推進、ただ単に設置に対する補助だけでは済まされない問題が生じてくるのではないかと。一応の運営費についても一定程度の経費を低く抑える。抑えるというのは、何も私が言っているのは、町が全部持つという考え方ではありません。例えばし尿のくみ取り料の問題については、きちんと衛生処理組合でいくらということを条例で定めているわけですが、この浄化槽の管理については業者にまるっきり任せている。行政の指導が何も入っていないといっても過言ではないと思うんです。浄化槽管理協会で決めた値段で、そのまま住民に負担をしているというのが現状ですから、現実の姿を見れば、これはちょっと高すぎるんじゃないかと。結果的には業者がくみ取った合併浄化槽の汚泥は、全部衛生処理組合で無料で処理してやっているわけですから、この無料で処理するサービスのこのとこできちっと合併浄化槽についての費用の分担の問題についてまで突っ込んだやっぱり指導をしていく必要があるのではないかと、私は考えるわけです。そういう点でこの合併浄化槽に対する管理料の問題についても、一定程度行政の指導を入れて、住民の負担を低く抑えるということは可能だろうと思うわけですが、町当局の考え方を質しておきたいと思うわけであります。

それから、二つ目の問題であります、川俣町農業・農村振興についての問題であります。川俣町農業・農村振興条例が作られているわけであります。非常に農業に対して、明るい展望を指し示すかのような条例が我が町では設置されているわけであります。あえて示すならば、本町の農業を魅力あるものとし、活力ある地域を築き上げるには、地理的、機構的、更に中山間地域という不利な条件を克服し、多様な地域の特性を生かしながら、特色のある農業の展開を図ることが重要であると、うんぬんということがずうっと書いてあるわけですね。そういう振興条例が制定されているわけですが、この条例の中では毎年条例の18条には、毎年、町議会に農業及び農村の振興並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならぬと記されているわけであります。私も農業問題に不勉強なもので

すから、是非この報告を見れば、今日の農業はどうなっているのか、毎年の推移が理解されるものと思って実は議会に報告されているんだろうと思って、これを見ようと思ったんですが、いまだかつてこの川俣町農業・農村振興条例の18条に基づく議会への報告は1回もないということが判明したわけでありまして。町長の議会に対する報告というのは、条例で決まっているわけでありまして、なぜこのようなことが起こるのでしょうか、私は非常に不思議ではないんですが。行政のどこにどういう欠陥があって条例制定以来1回も報告がないというような事態が起こってくるのか。これが重要な問題だろうと思うので、この原因やなんかについて質したいと思うんです。実は、私はやっぱり川俣の今の農業、言ってみれば2010年の農業センサスの速報が出されたわけですが、この速報値によっても日本農業が非常に大変な時代に立ち至っているということは、もう明らかなわけですね。農業従事者の平均年齢が63.2歳から65.8歳に引き上がっている。前の調査の時点から農業就業人口は22.4%も減少している。正に歴代の政府が輸出拡大と引き替えに、国内農産物の輸入自由化を推進したことが、日本の農業の荒廃を招いたということはもう明らかなわけですが、今、話題になっている米価の問題にしても、非常に暴落している中で何ら手が打たれないままになっているという、こういう現状。全国平均では60キロで1万6,500円必要だと言われているこの米、これすら今、市場で農協の仮渡し金は1万円程度きり払われないという状況。こうなってくると、自給率40%と言われている日本の食糧は今後どうなるのか。国民が食べていく食物が維持できない。もう生産調整どころの話じゃない。作る人がどんどんいなくなってくるという、こういう現状が目に見えているわけですね。金さえ出せば食糧は買えるんだという、こういう時代はもうとっくに終わっているんですね。もうロシアあたりは小麦の輸出はもう規制していますね。自分のところで干ばつやなんかでもう食うものも確保できない状態。中国も今、農業がどんどん減ってきているという中で、輸出やなんかは抑えてきているという、こういう中であって、じゃ川俣の農業がどうなっているのかということところが是非町当局の方から知らせていただきたいと思って質問に出したわけですが、残念ながら普通ですと、この条例に基づいた報告によってあらましのところが分かるだろうと思ったんですが、報告がないということになると、自分の町の農業の実態が分からないまま議論をしなければならぬ。農業というとシャモだけの問題ではないんだと思うんですね。そういう点で、産業課に実態はどうなっているのというふうに聞いたわけですが、残念ながら出された資料のデータというのは、平成17年農業センサスに基づくデータが出されている。私は今現在、川俣の農業がどうなっているのか、町当局にお尋ねして私の一般質問を終わりたいと思う次第であります。

○議長（佐藤喜三郎君） 当局の答弁を求めます。古川町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

最初に、第1点目、浄化槽の管理料の引き下げで排水対策の強化をの(1)、一般廃棄物処理計画のうち、生活排水対策についてのご質問でございますが、一般廃棄物

処理計画は、市町村が作成する当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画でございます。当町におきましては、一般ごみにつきましては伊達地方衛生処理組合に、し尿につきましては川俣方部衛生処理組合において広域処理を行っているため、それぞれの組合におきまして一般廃棄物処理計画を策定いたしております。また、生活排水対策に関する計画でございますが、広瀬川流域につきましては、水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域に指定されていることから、平成6年3月に当町を含む1市5町、福島市、保原町、梁川町、霊山町、月舘町、川俣町が生活排水対策推進計画を策定しております。これらの計画におきまして川俣町では合併処理浄化槽の普及推進を図り、生活排水対策を推進しており、毎年予算の中で合併処理浄化槽の補助内容の充実を図り、普及に努めているところでございます。

次に、(2)の合併処理浄化槽は維持管理費が多額になり、普及を広めることが大変であるので、維持管理費を大幅に引き下げる方針を打ち出すべきであると考えているがどうかについてのご質問に答弁をいたします。合併浄化槽につきましては、微生物の働きによって、汚水を浄化する施設でありまして、機能を十分に発揮させるため、日常における浄化槽の正しい使用、保守点検、清掃の実施、浄化槽法に基づく法定検査の受検が必要でございます。そのため浄化槽の設置者は、浄化槽管理業者に維持管理を委託しております。その費用につきましては、設置者と管理業者との間の契約によって定まってきておるものと承知しております。ご質問は、生活排水の処理水準を向上させるためには、合併浄化槽の普及が必要である。浄化槽の普及のためには、維持管理費用の引き下げも必要とのご趣旨でございますが、川俣町では合併処理浄化槽の普及、推進を図っているわけでございますので、この維持管理費が多額になっているという現状につきましても、その普及のためには考慮される面もあるのかという認識に立ちます。そういった意味では、今後、この維持管理費が多額になっているという現状をよく精査しながら、維持管理料金につきましてはご質問の趣旨を踏まえ、今後も機会をとらえて、維持管理業者の皆様の理解を深めていただくよう要望いたしてまいりたいと考えております。

次に、第2点目の川俣町農業・農村振興について、川俣町農業・農村振興条例第18条により、町長は議会に毎年、農業及び農村の動向、農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならないが、報告されたことはないと思う。町長は条例を守る気持ちがあるのかについてのご質問でございますが、この条例は平成15年3月議会において農業及び農村の振興に関する施策について基本理念及びその実現を図るための基本となる事項を定めるため、地方自治法第112条、川俣町議会会議規則第14条の規定により提案され制定されたものでございます。町といたしましては、決算書並びに主な事業の成果の概要において提案並びに報告を申し上げておりました。お質しの条例第18条の条項、町長は毎年、町議会に農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策に関する報告をしなければならないと規定されておりますが、議会への報告は行ってございませんでしたので、改めて議会報告を行っていないことに対しまして陳謝申し上げる次

第であります。つきましては、議会報告といたしまして、次期議会までに調整を図り、報告をしてまいる所存でございますので、ご理解を賜りたいと存じます。この中における報告事項といたしましては、農業及び農村の動向並びに農業及び農村の振興に関して講じた施策でございます。ここで、その報告事項について申し上げますが、まず、町の農業及び農村の動向につきましては、平成17年の農林業センサスの数値で申し上げますと、一つ目といたしましては、農家数は1,314戸、そのうち販売農家は771戸、率にしまして58.7%、自給的農家は543戸、率にしまして41.3%となっております。販売農家のうち、耕作地面積規模別農家数は、0.3ヘクタール未満6戸、率にして0.8%。0.3ヘクタール～0.5ヘクタール、243戸、率にして31.5%。0.5ヘクタール～1ヘクタール、211戸、率にして37.7%。1.1ヘクタール～1.5ヘクタール98戸、率にして12.7%。1.5ヘクタール～2ヘクタール、42戸、率にして5.4%。2ヘクタール～3ヘクタール、46戸、率にして6%。3ヘクタール～5ヘクタール、26戸、率にして3.4%。5ヘクタール～10ヘクタール、14戸、率にして1.8%。10ヘクタール～20ヘクタール、5戸、率にして0.7%となっております。したがって、川俣町で一番多いのは0.5ヘクタール～1ヘクタールというところが291戸で一番多い耕作面積農家となっております。

二つ目に、販売農家数における農業就業人口は1,374人で、このうち65歳以上は835人と、その割合は60.8%となっております。

三つ目に、担い手の状況でございますが、認定農業者数は69人。昨年度までの新規就農者数は累計で29人となったところでございます。

四つ目に、耕地面積及び農作物作付面積でございますが、まず、耕作面積につきましては1,280ヘクタールで、そのうち水田は586ヘクタール、率にして45.8%、畑は694ヘクタール、率にしまして54.2%でございます。農作物の作付面積につきましては、全体で1,020ヘクタール。内訳は稲420ヘクタール、率にして41.2%。麦類1ヘクタール、率にして0.1%。雑穀3ヘクタール、率にして0.3%。豆類30ヘクタール、率にして2.9%。果樹37ヘクタール、率にして3.6%。野菜151ヘクタール、率にして14.8%。工芸農作物71ヘクタール、率にして7.0%。飼料作物227ヘクタール、率にして22.3%。そのほか花き、桑等でございますが、80ヘクタール、率にして7.8%となっております。

次に、農業及び農村の振興に関して講じた施策でございますが、条例の第2節の農業及び農村の振興の主要施策について申し上げますと、第7条の農業の担い手の確保等につきましては、農業団体育成事業として認定農業者会補助金。農業金融対策事業としまして農業経営基盤強化資金、利子補給事業。経営改善支援活動事業でございます。第8条の農業経営の安定等につきましては、農振会活動推進費、水田農業改革支援事業、担い手育成総合支援事業、青果物価格補償事業、有害鳥獣対策事業でございます。第9条の優良農地の確保につきましては、県営事業として県営一般農道整備事業負担金、ため池等整備事業負担金。農業施設線持管理費として農

業用施設の修繕料、農業用施設の工事請負費でございます。第10条の新規作物及び優良品種の導入につきましては花き振興事業として戦略的産地づくり、総合支援事業補助金、小菊選別機等でございます。第11条の地域の特性を生かした農業の推進につきましては、高冷地園芸作物支援事業として高冷地園芸作物支援事業補助金、葉たばこ振興事業として生分解性マルチポリ助成金、葉たばこ立枯病防除対策補助金、葉たばこ栽培用播種機導入補助金でございます。畜産振興事業として酪農ヘルパー推進事業補助金、家畜改良増殖事業として黒毛和種繁殖基礎雌牛導入対策事業補助金でございます。第12条の産地銘柄の確立及び生産者直売の促進につきましては、川俣シャモ振興会への支援。蚕業振興事業として養蚕振興事業補助金でございます。第13条の環境と調和した農業の推進につきましては、持続性の高い生産方式、エコファーマーの促進への支援。第14条の都市と農村の交流の促進につきましては、農業体験交流事業の推進。第15条の多目的機能の発揮に関する町民理解の促進につきましては、中山間地域等直接支払事業の推進。農地・水・環境保全向上対策事業の推進でございます。第16条の農業団体との連携強化につきましては、農業協同組合との連携強化の推進、農業団体育成費として農業共済組合活動事業補助金、川俣町農業振興公社への支援となっております。

以上で答弁いたします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） ここで休憩いたします。再開は4時5分いたします。  
(午後3時50分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 再開いたします。  
(午後4時05分)

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 引き続き一般質問を続けます。

遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今、町長の方から答弁はいただいたんですが、例えば私、通告をしておいたのも、ある程度は調べておいてくれたのかなと思ったんですが、例えば浄化槽設置すると、住民の負担が非常に高くなるということはもう明確なんですよね。だから、それをこのまま少人数の家庭やなんかにも浄化槽設置を広めていくためには、この浄化槽の維持管理費やなんかをもっと大幅に引き下げないと、全体に普及していくということはなかなか大変だろうという立場から、また、これを進めないと生活排水をきれいにするということはなかなか大変なんです、川俣は下水道やるわけでもなんでもないわけですから。そういう立場で考えてもらいたいということなんです。具体的に出しますと、例えば福島市なんかですと下水道です。下水道ですと年間の費用というのは、ほとんど水道料金の倍ぐらいの料金で下水料というのは大体まあこれ全国的にも大体平均水道料の倍、下水道料を水道料分くらい下水道料としてかかるというのが常識なんです。ところが川俣で見ますと、例えばこの川俣方部衛生処理組合の廃棄物の料金でいきますと、人頭

割でいきますと1人1か月370円ですよ。1回のくみ取りの基本が220円ということになりますと、3人世帯で計算しても1年間の経費というのは1万5,960円くらいで済むんですよ、くみ取り料で計算しますとね。ところが、この浄化槽に切り替えますと、年契約という形で浄化槽だと大体5人槽でしょうから、この槽でもって経費がかかってますから一括契約というのが一番安いんですが、それでも5万3,474円というのが浄化槽の維持管理とくみ取りの合わせた料金なんですよ。そうすると、くみ取りで今やっているところを浄化槽に切り替えてくれというのは、この負担だけでも大変な負担になるでしょう。それに設置費用が補助が出るとは言いながら、設置については3分の2ぐらいの補助が出て、それで設置はできるわけですが、毎月のこの維持管理費というのは、やっぱりどんどんこれ高くなっていくわけですよ。川俣方部の実態を見ますと、もう既にし尿は大幅に平成10年ぐらいを境にして、し尿と浄化槽は切り替わっているんですね。平成10年ぐらいまではし尿の投入量も浄化槽の投入量も大体同じぐらいだったんですが、平成20年になるとし尿の方は2,637キロリットルですか、浄化槽の方は5,581キロリットルというふうに大幅に逆転現象が起こっているんですよ。例えば福島市のように、浄化槽整備をやっていくということになると、浄化槽でなくて下水道整備を進めるということになると、これは業者の保護も必要ですよ。どんどん浄化槽もなくなり、し尿のくみ取りもなくなる。だから、これはある程度保護をしないといけないとこれ大変な事態だと思うんですが、川俣のようにし尿くみ取りがなくなれば浄化槽の維持管理でむしろ多くなっていくという、こういう現象がもう既に起こっているわけですよ。だとして、このし尿のくみ取りも衛生処理組合に投入して無料、合併浄化槽の汚泥の廃棄も衛生処理組合に廃棄して無料、これは全部町が負担しているわけですよ。そうだとすれば、し尿のくみ取りについては18リットル当たり167円という料金を設定して、1人当たりだと370円ですよ。基本は220円ですよという料金の設定がちゃんとなされているわけですが、合併浄化槽については、これどこにも規制がないですよ。これどこで決まっているのかと言えば、結局福島浄化槽管理協同組合というところで料金は決めているんですよ。協同組合で決めた料金で全部負担はかかってくるわけですよ。協同組合で勝手に決めた料金で、投入は全部町が処理するんですよと言ったら、これは全くの矛盾じゃないですか。本来的には浄化槽からの引き抜きは、業者の責任で処理するというのは基本なんですよ。たまたま便宜的にやっぱり無料で全部引き受けてやっているというだけの話ですよ。だったら無料で引き受けるのであれば、それなりの住民サービスを考えるなら、この一定の規制をかける必要があるんじゃないかと思うんですが、その辺についてはどういうふうに考えますか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁をいたします。

今、いろいろと浄化槽の料金の設定等についてのお話をいただきました。最終的には確かに無料で引き受けてやっているわけですよ。ですから、町民の皆さんの

中には、し尿の処理の問題も含めていろいろと寄せられる方もあります。今回合併処理槽については、まだ今議会で遠藤議員からの質問で初めてでございますけれども、料金が多額だということについては、なんとかしろというようなことまでは来てはおりませんけれども、そのような話も伺ったことはございます。ただ、それぞれが今、業者の皆さんが決めた中でやっているのが現状でありますので、今、お話しありましたように、例えば管理協同組合というようなことですね、その業界の団体の中で取り上げているということであれば、それも全国の組織があるわけだと思います。毎年、合併処理浄化槽についての全国の自治体の大会がございます。そんなところでも、そういう話題が出てくるんだと思いますので、今年は、今年と言いますか、そういった場にも行きながら、また、資料もいただいて、全国の動向なども踏まえていきたいと思います。ただ、確かに今、町でもとにかく合併処理槽を増やしていきたいということで、その設置費用については補助を出しております。今言われるように、もっとそれを広めるには、この料金の引き下げが必要なのではないかということでございますので、それも考えの中に入れながら、これからの普及に当たっての両面からの支援というものも必要なのかについて、もっと深く掘り下げていきたいと思っています。今回、このような質問をいただきましたので、最初の答弁で申し上げましたが、それぞれ業界の方とも話を聞いてみなくちゃなりませんし、もともと動向について精査、調査はしなくちゃならないと思っていますので、そういう質問の趣旨を踏まえながら、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。以上で答弁といたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 全国の動向を調べるのもいいんですが、川俣町の現状を見れば、今言ったような状況になるんですよ。くみ取り料だと年間1万5,900円ぐらいで済むけれども、ましてや川俣は1人暮らしやなんかが多いわけでしょう。そういうところで、例えば1人用の合併浄化槽なんというのはないわけですから、そうすると5人槽を入れるわけですよ。5人槽を入れた途端に5万3,000円なりなんなりというのがかかってくる。これは大きな矛盾だと思うんですよ。これをもっと普及させようとするれば、せめて半額ぐらいで維持管理できるような方向を見いだすとか、町なんかの指導もね。じゃ実態として本当に維持管理ってこんなにかかるのかどうなのかということをやっぱり現実調査ぐらいしてみる必要があるんですよ。民間だったら原価計算しますよ、全部、仕事についての。そういうものをなしにね、これだけ高いということを理解していなかったんだかも分からないんですが、今現在では理解してもらえたと思うんです。だとすればね、仮に月1回点検して、水質検査して薬品を投入する。年に1回引き抜きする。それだけでそんなにかかるものなのかどうか。町内から衛生処理組合に運んだって、そんな膨大な料金取る運送屋ないでしょう。だから、そういうものをきちんと押さえて、住民の暮らしをどれだけ負担を抑えるかという立場に立った町当局としての調査を是非進めていただきたいと思うわけではありますが、その辺についてはどうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

町長がご答弁申し上げているとおりではございますが、浄化槽の引き抜きの処理、また、くみ取りの処理につきましては、川俣方部衛生処理組合規約によりまして、川俣町の場合は衛生処理組合で広域処理をお願いしているということがあります。くみ取りの料金が定まっている。浄化槽の引き抜きについては定まっていないというご質問でございますが、これにつきましては、組合の廃棄物の処理及び清掃に関する条例によって、くみ取りについての料金については上限という形で組合が定めております。浄化槽については、これは直接的なくみ取りのし尿ではないということで、その条例の対象外となっているようでございまして、議員ご指摘のように、この関係、浄化槽の部分についての料金を規制するというか、そのような仕組みは現在ないというのが実情でございます。では、浄化槽設置者はどうするかということになるわけですが、くみ取りもそうなんですが、浄化槽についても基本自分でも理屈の世界ですが、自分でもおできにはなりますが、現実問題として浄化槽の維持管理、または引き抜きを自分で運搬するということは、現実問題としてはあり得ないというふうに申し上げてもよろしいかと思うんですけれども、そうするとこれは委託契約ということになりまして、まあお好みのというか、業者様ですね、維持管理の業者さんをお願いをするということになります。じゃそこでの価格なんですけど、これについては突き詰めた話をする、その浄化槽設置者と業者さんとの契約ということになります。先ほど議員がおっしゃった組合につきましては、確かに福島地区事業組合がございまして、そこで業者さんたちが共同で事業で処理している部分もございまして、川俣地区の業者さんもそこに加入をされて、そこでまあ料金は定まっているというふうなことでございました。また、県知事が浄化槽の検査について指定業者をお願いしているんですけれども、これは福島県浄化槽協会です。この浄化槽協会さんにも事情を伺いました。そこでお話を伺ったところを申し上げますと、浄化槽の検査、維持、管理、やっぱり一定程度というか技術的なこと、引き抜きも全部いっぺんに引き抜くとかそういうことじゃなくて、その濃度を見ながら引き抜いたりという、そういう技術的な内容が伴うんだという。当然、それには原価はかかるということでございましたが、よって、確かに料金が安ければ当然これは有り難いわけですが、その原価のこともあるので、現在、そのようなことになっているのではないかというふうなお話をいただいたところです。価格、維持管理の部分についてですね議員おっしゃったような数字というか値段が確かに調査してみると出てきておりますので、この価格の提言については、これから町といたしましても業者さんの方ともいろいろご協議をさせていただきながら、提言についてご検討、業者さんにも検討をお願いしてきてまいりたいというふうに考えておりますので、ご了承を賜りたいと思います。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 浄化槽管理協同組合、ここで料金は決められている。言って

みればどの業者に頼んでもこの料金だというのも、また、これ不思議な話なんです。独占禁止法だとか談合だとかという世の中では騒いでいるにもかかわらず、こういう業界で決めたからこれで一律なんですというのも、また不思議な話だと思いますし、課長が申し上げているように、この浄化槽については委託業者が管理するというので、何も川俣方部衛生処理組合で無料でそれを引き受けなくちゃならない条項はないんですね。だから、業者が自らもらった金の中でちゃんと処理するというのが基本ですよ。それをただ無断であそこに投入しているという、こういうことになるんですよ、結果的には。し尿についてはちゃんとそれは定まっていますが、そういうことからすれば、どうしても川俣方部衛生処理組合に投入したいんだとすれば、管理料はこの料金でしなさいという指導はできるわけですよ。一方は業者が勝手に決めて、川俣方部衛生処理組合は無料で引き受けなければならないと、こんな根拠はないでしょう、やっぱり。し尿についてはちゃんと料金を定めて、そしてやっているわけですよ。実はこのし尿のくみ取りについての料金を定めるときについては、非常に圧力がかかったんですよ。福島県のくみ取り業者の県の代表が私の家まで乗り込んできたりなんだからという、そういうあの時代はそういう圧力をかけた時代ですから、役場の前にバキュームカー並べて置くぐらいの話をしてやったんですが、これはきちんとやっぱり川俣方部衛生処理組合としてこの料金で抑えたんですよ。だから、これは行政がきちっとした姿勢を持てば、これはちゃんと処理はできるんですよ。だから、さっきも言ったように、どんどんこの業務が減っていくという地域でないだけに、全国のレベルだとか、福島との関係とかということは関係ないんですよ。この地域では浄化槽でもって生活排水を維持するんだという立場に立てば、これはもっと強力な指導はできるものというふうに私は思います。だから、それはもっと厳格に言うなら原価計算までやって、そして話し合いは進めるべきだというふうに考えますがどうですか。

○議長（佐藤喜三郎君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高橋良之君） ご答弁申し上げます。

ご質問の前段の川俣方部衛生処理組合の持ち込みの引き抜き、あるいはし尿についてのいわゆる無償での処理でございますけれども、これにつきましては一般廃棄物は本来、市町村の事務ですよ。それを一般ごみについては伊達、し尿については川俣方部ということでございまして、これは無償であるというのはこれは前提でございます。一般廃棄物でございますので、ここはご理解をいただきたいと思うんですけども、ですから私も住民が伊達衛生さんに自分のごみを自分で持ち込んでもやっぱり無料ですよ。そういうことと同じです。ですから、一般ごみで言えば町の委託業者さんが伊達衛生さんに燃えるごみを持ち込んでも、これはそのときは当然ごみについては無料になっています。その分だから町が分賦金、負担金ということで構成市町が料金を組合にそれぞれの組合にお支払いをしているということでございますので、前段についてはご理解を賜りたいと存じます。後段の部分で原価計算も含めたということでございますが、議員ご指摘のとおりであろうかと思いま

す。なにも川俣町は下水道ではなくて合併浄化槽を推進する、そういう立場で仕事を進めさせていただいておりますので、浄化槽の維持管理の費用の提言についても、業者さんとも、あるいは衛生処理組合さんとの協議をして、どのようなことができるのか調査させていただきたいと思います。以上でございます。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 一般廃棄物は確かに無料で伊達衛生処理組合でも持ち込めば無料というのは、これは当然だと思うんです。しかし、業者が持っていけば、これは無料にはならないですね。産業廃棄物ですよ。業者が出したごみは産業廃棄物となるんです。このし尿やなんかについても金を取って集めたものですからね、一般廃棄物公平な扱いというわけにはいかないと思いますよ。委託業者として業としてやっているわけですから。だから、そこにやっぱり厳密な規定は必要だろうというふうに私は言っているだけであります。

時間がなくなるのであれですが、2番目に移りますが、川俣町農業・農村振興についてという、この条例が守られなかったという問題で、私が一番聞きたかったのは、平成15年に作られた条例が、川俣町のトップレベルの水準にある川俣町で、なぜこういう約束事が守られないままに何年も経過したのかという、この原因はまず、きちんと質しておきたいと思うんです。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 14番 遠藤宗弘議員の質問に答弁いたします。

平成15年の3月の議会で制定されましたこの条例につきまして、守られなかったことについてのどういうことだったのかということについては、今、課の方にそれを調べさせているところでございますけれども、考え方について条例で報告すると決まっているわけでありますから、報告しなければならないことでありますので、できなかったことについてはまずお詫びを申し上げることが一つと、更にはそのなぜできなかったことについても、我々の方でもそれは精査していく考えでありますので、ご理解をいただきたいと思います。なお、その決算書、あるいは農業事業の成果の概要等については、それぞれ予算等に踏まえたものを中心にしながら報告はしておるわけでありますけれども、しかし、議会に報告するということについての様式、報告事項等は定まっているわけでありまして、先ほど一部概要について報告申し上げましたが、そういったことでございますから、その辺のことについても踏まえて精査をしながら、次の議会までには報告事項をとりまとめて報告させていただきたいと考えております。以上で答弁いたします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） これはやっぱり町当局としての対応の問題だと思うんですね。私は、今ここでなんで報告できなかったのと聞いたわけではないんですね。なんで報告できなかったのかについて通告しているんですよ。ところが、その原因については、これから調査するんだと。これではちょっとやっぱり条例に対する町当局、ここにおられる方は全く町の幹部ですよ。条例で定まっているから税務課長は、

督促状でも差押えでもして税金は取り立てるんですよ。5年さかのぼってこれはやるんですよ。ところが、こういう条例が守られなくても5年さかのぼって報告はされないんですよ。今、原因は何なのかも分からないんです。今後こういうことが起こり得るというのが、普通民間企業だとそういうふうな理解になるんですよ。ISOなんかだとそうなりますよ。だから、原因はなんだったのか明確にしてくださいというのが普通なんです。ところが、原因が分からないまま、しかも17年度のセンサスに基づく報告ですよ。去年の報告出てくるなら分かるんですよ。17年度のセンサスを報告があつて、去年の報告じゃないですよ、これ。報告今、町長が報告したのは、ちゃんと書いてあるでしょ、平成17年度農業センサスとね。これでは何なんですかと言わざるを得ないですよ、議会としては。議会は毎年もらうものとしているわけですから。だから、去年の報告でどうなんです。一昨年はどうなんですかということで見えていくのが、やっぱりこれ振興計画を充実させる意味で大切だからそういうことがなされているわけでしょ。ところが、それらの検証が何にもされないままに今日まで来たと。しかし、なぜそうなったのかはいまだに分からない。これではちょっとね、私ああそうですかというのは、ちょっと躊躇しますね。

○議会事務局長（高橋清美君） 残り時間あと5分です。

○議長（佐藤喜三郎君） 町長。

○町長（古川道郎君） 農林業センサス、これは議員のお質しもありますけれども、基礎的な数値については、公表できるものはセンサスが基本になっているんですよ、農業では。ですから5年に1回になっております。ですから、17年ということは、それを基本にしたやつでの話で、ただ、それに基づいての農家件数やなんかについてはその資料でありますけれども、そのほかには町がいろいろと先ほど報告申し上げましたが、小菊の選別機をやったり、あるいは葉たばこをやったり、畜産をやったり、そういう政策は毎年毎年出ているわけでありまして。ですから、そういう中山間地農業を生かして、川俣の特性を生かした農業をしっかりとやっていこうということについては、毎年毎年あるわけでありましてから、そういったことを報告するのが、私はこの報告だと思っております。ただ、基本的な数値については、これは対外的に出ております農林業センサスでやるべきだと、そういうふうな認識に立っておりますので、その二つはこの報告では出てくるのかなと思っております。なんでだということについての原因もまだ調べられないのはどうだということなんでありましてけれども、そのようなことも踏まえながら、この報告の内容についてもしっかりとしないと、先ほど報告概要を申し上げましたが、17年度じゃないかというようなことが指摘されます。しかし、その後で話したことについては、現実のものも踏まえているのでありますけれども、そういうようなことがございますので、この改めて次期議会までには調整を図って、この報告事項についてしっかりと精査したうえでの報告をさせていただきたいということで答弁を申し上げてきておりますので、ご理解を賜りたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐藤喜三郎君） 遠藤宗弘君。

○14番（遠藤宗弘君） 今、農業問題がこれほど深刻だと。川俣町で農業という産業がやはり相当重要な位置を占めてきている。この問題についての振興条例に基づく報告がなされないということは、確かに予算、毎年毎年予算は組むわけですからやられてはいるわけですが、報告がなされないということは、やはり成果も何もきちんとつかまれないまま次の年の予算をまた組んでいるということにならざるを得ないんじゃないかと私は言わざるを得ないんですね。そういう点で、今後やはり住民に対しては厳しく条例を守れと言っている町当局が、こんな形で議会との約束事を条例の当然のことであるにもかかわらず守られないという、ここについては原因をきちんと明確にして議会に報告していただきたいということをお願いして、私の質問を終わります。

○議長（佐藤喜三郎君） ここで生涯学習課長から6番 齋藤博美議員の質問について答弁につき、発言したいという旨がありましたので、発言を許します。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（佐藤勝雄君） 先ほど6番 齋藤博美議員のご質問でお答えできなかった部分について調査をいたしましたので、お答えいたしたいと思います。

シノノメ会ということでありましたが、これにつきましてはシノノメ展ということで、年1回川高のOBの方4人で開催される福島市等で開催される展示会ということでありまして、そのことを申し上げるものであるということで、ご答弁させていただきます。よろしくお願いします。

◇

◇

◇

○議長（佐藤喜三郎君） 以上で本日の日程は終了いたしました。明日14日は火曜日午前10時から本会議を開き、引き続き一般質問を行います。

本日は、これをもって散会といたします。ご苦労さまでした。（午後4時37分）

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

川俣町議会 議長 佐藤喜三郎

同 署名議員 三浦浩一

同 署名議員 五十嵐謙吉